1. 議　事　日　程（初日）

（平成24年那智勝浦町議会第２回定例会）

平成24年６月13日

９時01分 開　議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名…… 4

日程第２　会期の決定…… 5

日程第３　諸報告…… 5

日程第４　報告第１号　専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について…… 8

日程第５　報告第２号　専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……12

日程第６　報告第３号　専決処分（那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……13

日程第７　報告第４号　専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……14

日程第８　報告第５号　専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号））した事件の承認について……15

日程第９　報告第６号　専決処分（平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について……36

日程第10　報告第７号　専決処分（平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について……39

日程第11　報告第８号　専決処分（平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について……41

日程第12　報告第９号　専決処分（平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について……42

日程第13　報告第10号　専決処分（平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について……45

日程第14　報告第11号　専決処分（平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について……46

日程第15　報告第12号　専決処分（平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第４号））した事件の承認について……47

日程第16　報告第13号　平成23年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について……50

日程第17　報告第14号　平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書につい

て……50
日程第18　報告第15号　平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書
について……51
日程第19　議案第36号　和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……51
日程第20　議案第37号　那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例……53
日程第21　議案第38号　出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する
条例の一部を改正する条例……53
日程第22　議案第39号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例……54
日程第23　議案第40号　那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例……56
日程第24　議案第41号　那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例……57
日程第25　議案第42号　那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例……58
日程第26　議案第43号　平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）……60
日程第27　議案第44号　固定資産評価審査委員会委員の選任について……80
日程第28　選　第１号　選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙……81

2.　出席議員は次のとおりである。（12名）

１番	左　近　　誠	２番	荒　尾　典　男
３番	下　﨑　弘　通	４番	森　本　隆　夫
５番	曽　根　和　仁	６番	湊　谷　幸　三
７番	田　中　幸　子	８番	東　　信　介
９番	田　中　　植	１０番	山　縣　弘　明
１１番	中　岩　和　子	１２番	引　地　稔　治

3.　会議録署名議員の氏名

１番	左　近　　誠	２番	荒　尾　典　男

4.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町　　長	寺　本　眞　一	副　町　長	植　地　篤　延
教　育　長	笠　松　昭　紀	消　防　長	小　脇　邦　雄
参　　事 （総務課長）	濵　口　博　之	総務課新病院 建設推進室長	西　田　秀　也
会計管理者	宮　本　洋　和	病院事務長	八　木　敦　哉
税務課長	城　本　和　男	住民課長	寺　本　資　久
福祉課長	福　居　和　之	観光産業課長	瀧　本　雄　之
建設課長	橋　本　典　幸	水道課長	上　地　清　隆
教育次長	小　玉　常　夫	総務課企画員	畑　中　卓　也

5.　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長	藪　本　活　英
事務局主査	寺　地　　強

事務局副主査　　脇　地　　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

報道各社から議場での写真撮影及びテレビ撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様にお願いいたします。

撮影は傍聴席から行い、議場の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様にお願いいたします。

傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載いたしておりますとおり傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時01分　開会

○議長（森本隆夫君）　ただいまから平成24年第２回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、４月１日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　おはようございます。

４月１日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

前のほうへお願いします。

議員席から向かって左側から紹介をさせていただきます。

建設課長橋本典幸、税務課長城本和男、そして私、参事総務課長濵口博之です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　次に、４月１日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君）　それでは、議会事務局の関係でございます。

寺地強主査でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時03分　開議

○議長（森本隆夫君）　本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

１番左近誠君、２番荒尾典男君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（森本隆夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

６番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君）　おはようございます。

御報告申し上げます。

去る６月８日に議会運営委員会を開会いたしまして平成24年第２回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告いたします。

本定例会に付議すべき事件は25件で、報告が15件、規約の変更が１件、条例の改正が６件、補正予算が１件、人事案件が２件となっています。なお、追加議案もお願いするとのことでありました。

会期は本日13日より20日までの８日間を予定しております。

本会議４日、委員会２日、純休会２日となっています。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から６月20日までの８日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、会期は本日から６月20日までの８日間に決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　諸報告

○議長（森本隆夫君）　日程第３、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　皆さんおはようございます。

本日平成24年第２回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわりませず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

最初に、台風第12号災害関連事項であります。

土石流と河川はんらんにより未曾有の大災害となった台風第12号災害から９カ月が経過しました。その間、多くのボランティアあるいは国、県などの支援をいただき、応急的な復旧は進みましたが、いまだに道路や橋が復旧していないところもあり、一部で御不便をおかけしてお

ります。特に被害が大きかった那智川流域の地区では、いまだに土石流や河川はんらんの危険性が高く、大雨警報が発令されるたびに避難所を開設し避難を呼びかけています。

国、県におかれましては、那智川流域への砂防堰堤設置や河川改修に鋭意取り組んでいただいておりますが、町といたしましても災害に強い町を目指し、防災担当部署の充実強化や那智川への監視カメラ設置など、防災体制の充実に努めており、町民が安心して暮らせる日が一日も早く訪れますように今後も努力してまいります。

町が行う災害復旧事業につきましても、道路や河川、農地、農業施設などの復旧工事を進めておりますが、期限内に完成するように計画的な入札及び施工に努め、一日も早い復旧を目指します。

大きなものでは、市野々小学校の災害復旧工事は現在実施設計を発注しており、７月ごろに工事入札を予定しております。工事完了は来年２月ごろを見込んでおります。井関保育所につきましても７月ごろに工事入札を予定しており、工事完了は来年の２月ごろの見込みでございます。

復旧事業を進めるに当たり、和歌山県から２名と岩出市から１名の技術職員を派遣していただいており、観光産業課及び建設課にて業務に当たっていただいております。

台風災害でお亡くなりになられた方々を追悼する町主催の慰霊祭を災害発生からちょうど１年となる９月４日に井関地区にてとり行うべく準備を進めております。議員各位にも後日御案内いたしますので、出席いただきますようお願いいたします。

次に、懸念される地震、津波に関する事項であります。

３月31日に内閣府の中央防災会議から南海トラフの巨大地震による津波高、震度分布などが発表され、那智勝浦町では最大津波高が15メーター60と、これまでの2.5倍に引き上げられております。この想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震及び津波を推計した結果、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に相当するとされています。

私たちが地域防災計画を策定する上での前提が大幅に変更されたものであり、今後最新の数値をもとに総合的な津波対策に取り組んでいかねばなりません。今後の防災行政に反映するには、より詳細なデータが必要であり、時間を要しますが、町民の皆様には大きな揺れを感じたら少しでも高いところへ避難することを徹底し、各区の自主防災組織でも避難訓練などに取り組んでいただきたいと思います。

消防関係につきまして３点報告いたします。

第１回定例会でお認めいただきました平成23年度補正予算繰越明許費の消防団安全対策設備整備事業により、発電機、投光器などの夜間活動用資機材及び救命胴衣を８個分団に配備し、消防装備の充実に努めました。

次に、６月８日に和歌山県消防学校で開催されました第41回和歌山県消防救助技術会に消防署員が出場し、陸上・ほふく救出の部で24チーム中、１位となり、見事優勝いたしました。８月７日に東京都で開催される全国消防救助技術大会へ出場することになりますが、全国大会へ

は今回で２回目の出場となります。

また、８月５日に紀の川市で開催されます第24回和歌山県消防ポンプ操法大会に東牟婁郡を代表して本町消防団第１分団が出動するため、４月より夜間訓練に取り組んでおります。月水金の毎週３回、勝浦小学校をお借りし訓練に励んでおりますので、議員各位におかれましても訓練を見学の上、激励いただければ、出場選手にとりまして大きな励みになると思います。

下里出張所の新築工事につきましては予定どおり完成しており、９月１日から大字下里87番地４、国道42号線沿いの新しい場所に移ることとなります。これに伴い、関係条例の一部改正を本定例会に上程しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。なお、新出張所での業務開始は９月１日が土曜日でありますので、９月３日の月曜日からとなります。

次に、会議に付すべき事件について御報告いたします。

今議会に提案しております議件は24件でございます。その内訳は、専決処分の報告12件、繰越計算書の報告３件、規約の変更１件、条例の一部改正６件、補正予算１件、固定資産評価審査委員会委員の選任１件となっております。その概要について御説明を申し上げます。

まず、報告第１号から報告第４号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第５号から報告第12号は、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費の確定による増減が主なものとなっております。

報告第13号から報告第15号は、一般会計及び水道事業会計、町立温泉病院事業会計予算の繰越計算書についての報告であります。

議案第36号は、住民基本台帳法の一部改正に伴い和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更をお願いするものです。

議案第37号及び議案第38号は、下里出長所の移転に伴い公告式条例及び出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第39号及び議案第40号は、外国人登録法が廃止され、外国人住民にも住民基本台帳法が適用されることから、印鑑登録及び証明に関する条例及び手数料条例の一部改正をお願いするものです。

議案第41号は、太田学童保育所の新設に伴い学童保育所設置条例の一部改正をお願いするものです。

議案第42号は、円満地公園内の施設名称、利用料、予約開始日について、円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正をお願いするものです。

議案第43号一般会計補正予算の主なものといたしましては、人事異動に伴う人件費の調整のほかに、企画費で台風第12号により被災した飲料水供給施設復旧補助金及び区民会館改修補助金並びに色川地区再生活性化支援事業補助金、老人福祉費で南紀園移転改築に係る分担金、児童措置費で太田学童保育所運営経費、農業振興費で台風第12号による耕作放棄地対策としての農業機械等整備補助金、那智駅交流センター管理費で農産物売り場改修工事費、商工振興費でいざかた通りアーケード改修工事補助金、観光振興費でモニュメント作成委託料及び公衆トイ

レ改修工事費、災害対策費で那智川監視カメラ追加工事費及び避難路整備材料費補助などの補正で、歳入歳出それぞれ３億8,546万6,000円を追加し、予算総額を93億9,224万8,000円とするものであります。

議案第44号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものです。

以上が本会議に提案いたしました24件の概要であります。

その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　報告第１号　専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第４、報告第１号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　報告第１号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成24年３月31日、専決処分をいたしております。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、これが平成24年３月30日に国会で成立し、翌日31日付で公布されております。

これを受けまして、本町におきましてもこれに関係する改正に基づきまして、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例、これを31日付で専決処分させていただいたものでございます。

例年このような形で上位法令、地方税法等の改正に伴いまして税条例の改正をお願いしております。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては、この専決処分書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、資料１ページをお願いします。

報告第１号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例の関係資料でございます。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正の内容が、第36条の２第１項ただし書き中「、寡婦（寡夫）控除額」を削るとなっております。

次の資料中の線で囲んだところがその上の改正の概要を示したものです。説明したもので

す。

説明の中、第36条の２は、町民税の申告について定めたもので、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするよう改めるものです。これにつきましては、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から申告書の提出を不要とするもので、平成26年度以後の個人町民税から適用されます。

次の線で囲んだ枠内のところ、２番目の枠内の説明ですが、第89条は、軽自動車税の減免について定めたものであります。災害その他特別の事情がある場合でも減免できるように追加したものです。これにつきましては、今回台風12号災害の関係で条例改正をお願いするもので、災害時減免ができるように明確にしたものであります。今回の改正で、台風12号災害で流失等の被害に遭った車両で廃車手続のできなかったものなど12台分について減免措置をさせていただいております。

以下の説明は、税条例の附則部分、条例の施行規則や経過措置、関係条例の改廃等について定める事項になります。附則部分の改正となります。

３つ目の枠をお願いします。枠内をお願いします。

附則第10条の２は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、今回の改正により地方税法施行規則附則「第７条第９項」が「第８項」に「第10項」が「第９項」に改正されたため、該当項を改め、附則「第10条の３」とするものであります。この改正につきましては、高齢者等居住改修住宅の申告書の提出、それから熱損失防止改修住宅の申告書の提出の項となっておりまして、地方税法施行規則附則の改正に伴う条項の整理となっております。

また、この条項、附則「第10条の２」につきましては、附則「第10条の３」としまして、新たに10条の２にわがまち特例の条項を追加するものです。

１ページ目、一番下、下段の枠内、わがまち特例の関係にありますが、附則第10条の２は、地方税法附則第15条第２項第６号及び第10項の条例で定める固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合について新たに定めるもので、国が地方に対して特例措置の実施を求める場合に、法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として新たに導入するもので、下水道法に定める下水道除害施設に係る課税標準の特例措置を参酌する基準、参酌とは照らし合わせてよいところをとる、参酌する基準である４分の３と、特例都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を参酌する基準である３分の２と定めるものであります。

このたびの地方税法の改正によりまして、この地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例というのが新たに設けられました。これは地方自治体が税の特例の割合を決められた範囲内で独自に決められるようにするものですが、今回は、下水道除害施設と雨水貯留浸透施設の特例割合をそれぞれ４分の３と３分の２と、国の基準に合わせて定めております。今のところ、特に町内で該当する施設はございません。

次の２ページ目の２つ目の枠内から、次の３ページ目の枠内まで、地方税法の改正による固

定資産税に関係する改正でございまして、固定資産税等の負担調整措置は現行の仕組みを原則として３年間延長する。そのような内容の改正となっております。

まず２ページ目、２つ目の枠内、附則第11条は、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について定めたもので、24年度は固定資産税の３年ごとの評価がえの年度であるため、特例の年度を３年間延長し、また、改正による該当項を改めるものです。この改正は、土地の固定資産税等の負担調整措置、評価がえが急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかになるように課税標準額を徐々に是正する、このような負担調整措置がとられております。これをこれまで同様、平成24年度から26年度まで３年間延長するというものです。

次の２ページ目の３つ目の枠内ですが、附則第11条の２は、土地の価格の特例について定めたもので、特例の年度を３年間、同じく延長するよう改めるものです。

土地の価格は評価がえの年度、平成24年度で見直しが行われますが、時価の下落があったときに据置年度、25、26でも価格の下げ幅を時価の下落を評価額に反映できるようにするようになってます。この特例を３年間延長するものです。

次のページ、３ページ目の上段、１つ目の枠内は、附則第12条は、宅地に対して課する各年度の固定資産税の特例について定めたもので、特例の年度を３年間延長し、住宅用地についての特例の規定を削除するよう改めるものです。

宅地等の固定資産税の特例につきまして24年度から26年度に３年間延長されるため改正するもので、土地は宅地等調整負担税額という前年度の課税標準額の価格の５％を加算した額で、なだらかに上げております。

一般住宅用地以外の商業地につきましては、評価額の60％で据え置くという固定資産税の特例措置はそのまま継続されますが、一般の住宅用に適用されている住宅用特例、小規模特例用地の６分の１の特例がありますけども、その６分の１特例後の80％で据え置くという措置が今なされております。その措置が24年度、25年度で90％になりまして、26年度以降、廃止ということになります。

ちなみに、本町の場合はほとんどが本則課税といいますが、その６分の１をした額の100％の額の95％がそのような額になってますので、それほど大きな影響というのはございません。

３ページ目の２段目の枠内、附則第13条は、農地に対して課する各年度の固定資産税の特例について定めたもので、特例の年度を３年間延長するよう改めるものです。宅地同様に、農地につきましてもなだらかな税負担の調整措置があります。24年度から26年度まで延長されるため改正するものです。

次の３つ目の枠内、附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について定めたもので、特例の年度を３年間延長し、また改正する該当項を改めるものです。

特別土地保有税の税額から保有の場合には固定資産税の相当額が考慮されるようになっておりますが、今回土地の固定資産税の負担調整措置が24年から26年に延長されたため、これに関係する条項を改正するものです。

なお、特別土地保有税に関しましては、平成15年度より課税停止されているため、新たな課税というのはございません。

次のページ、４ページ目の枠内、附則第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、新たに附則第21条の２として町長に提出する書類について定めるものであります。

旧民法第34条法人とは、公益を目的とする宗教法人、社会福祉法人、学校法人等で、新公益法人制度が施行され、平成20年12月１日より施行され、５年間暫定的に認められた特例民法法人があります。これから移行した一定の社団法人、財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税等の非課税措置が追加されたことによりまして、この適用を受けようとする場合の申告書類を規定するものです。本町において特に該当はございません。

５ページ目の上段、附則第22条の２は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について新たに定めるものであります。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を３年から７年に延長し、滅失の定義の中に通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊、これを含めるよう改正するものです。本町において、今のところ該当される方はございません。

５ページ目、２つ目の枠内、附則第23条は、東日本大震災により被害を受けたことによって居住できなかった家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限と控除額に係る特例が改正されたことに伴いまして改正するものでございます。

住宅借入金等につきましては、所得税から控除できなかった額につきまして計算式によりまして町民税の所得割の額から控除されます。

東日本大震災により被害を受けたことによって居住できなかった家屋、住宅と、それからまた新たに新築等、再取得した住宅に係る借入金についても控除額の対象となります。また、住宅の控除額に係る特例、こちらのほうは控除額が借入残高の１％というものですが、これが1.2％に拡大されております。このような法改正がなされたことに伴いまして改正するものでございます。本町において特に該当される方はございません。

以下、附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものでございます。

ただし書きで、第36条の２第１項ただし書きの規定改定、これは年金所得の寡婦控除の申告を不要とするようなものですが、及び次条第１項の規定につきましては平成26年１月１日から施行することとなっております。

第２条で町民税に関する経過措置、第３条では固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上でございます。御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第１号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　報告第２号　専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第５、報告第２号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　報告第２号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

本条例改正につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が本年３月31日に公布されたことに伴いまして関係する本町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

お手元に新旧対照表の資料をつけております。

附則17の追加分のみでございます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成24年３月31日付で専決処分いたしております。

次のページをお願いします。

今回は附則の改正でありまして、この附則につきましては課税の特例及び減免の特例を第16項に至り規定しておりますが、今回新たに第17項に譲渡期限の延長の特例を加えるもので、被保険者が東日本大震災によりまして居住用家屋が滅失した場合には一定の条件のもと、その居住用家屋の敷地の用に供していた土地を譲渡した場合、租税特別措置法の現規定では譲渡期限は３年となっておりますが、この東日本大震災にあっては震災があった日から７年を経過する日の属する12月末まで、譲渡所得の特別控除等の対象とするものでございます。これにつきましても本町で該当する方は現在おりません。

附則としまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第２号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　報告第３号　専決処分（那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第６、報告第３号専決処分（那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　報告第３号専決処分（那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明します。

那智勝浦町消防団条例の一部改正について、３枚目の新旧対照表をお願いいたします。

消防組織法第18条第１項、第19条第２項及び第23条第１項の規定に基づき、本町の当該条例中、第１条を改め、第２条に「本町に消防団を設置する」を追加したものです。

消防団の設置等に関する規定については従前那智勝浦町消防団規則に定められていましたが、消防組織法との整合性を図るため、当該条例に規定する改正を行ったものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第３号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　報告第４号　専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第７、報告第４号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　報告第４号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について説明します。

那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成24年４月１日から施行されることに伴い、本町の当該条例中、第９条を改正したものです。

これは厚生労働省において障害者自立支援法が改正され、消防団員等公務災害補償条例の従前同様の改正を行ったものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第４号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　報告第５号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１２号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第８、報告第５号専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　報告第５号専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成24年３月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第12号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５億6,660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,771万4,000円とさせていただいたものでございます。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入、款１の町税から、次のページをめくっていただきまして５ページの款21の町債まで、歳入合計で補正前の額は101億2,431万4,000円、補正額５億6,660万円を減額し、計95億5,771万4,000円となっております。

６ページをお願いします。

歳出でございます。

款１の議会費から、次をめくっていただきまして、８ページ、款11の公債費まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

９ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費補正でございます。

款８消防費、項１消防費、防災行政無線放送難聴地区対策事業につきましては、３月末までに事業が完了しなかったため、24年度へ繰り越すものでございます。

下の款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業につきまして

は、24年度への繰越明許費を845万円増額し1,106万5,000円とさせていただいたものでございます。

10ページをお願いいたします。

第３表地方債補正です。

起債の目的欄、地域活性化事業から一番下の歳入欠かん債まで、借入限度額の確定により補正をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の１総括、歳入でございます。

款１の町税から次のページ、款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額101億2,431万4,000円、補正額は減額の５億6,660万円、計95億5,771万4,000円となっております。

13ページをお願いいたします。

歳出です。

款１の議会費から款11の公債費まで、歳出合計の補正額は５億6,660万円の減額となっており、その補正額の財源内訳は、特定財源の国県支出金で１億9,376万6,000円の減額、地方債で２億1,780万円の減額、その他特定財源で756万9,000円の減額、そして一般財源で１億4,746万5,000円の減額となっております。

16ページをお願いいたします。

総務課の関係の歳入でございます。

16ページの一番上、款２の地方譲与税から、次をめくっていただきまして、19ページの一番下、款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれ額の確定及び事業費の確定により補正をお願いしております。

その中で、19ページの真ん中でございます。

款10地方交付税でございますが、補正額４億4,253万円で計が34億2,418万1,000円となっております。平成22年度と比較いたしまして４億3,304万8,000円、14.5％の増となっております。

20ページをお願いいたします。

款13使用料及手数料、項１使用料、目１総務使用料、節２町営バス運行料86万3,000円の減額につきましては、町営バス料金の確定によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、真ん中ほどの目３消防費国庫補助金の117万8,000円の減額につきましては、節１から節３に記載の木造住宅耐震診断事業費補助金、木造住宅耐震改修事業費補助金及び木造住宅耐震補強設計事業費補助金の事業費確定による減額をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目１総務費補助金、節４県移譲事務市町村交付金につきましては、平成22年４月からの市町村への権限移譲に係る事務的経費といたしまして交付決定され

たものでございます。

28ページをお願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目６消防費補助金の307万2,000円の減額のうち123万円の減額につきましては、国庫補助金と同様、節１から節３の木造住宅耐震等に係る事業費の補助金の事業費の確定によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

一番上の款18繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金の４億1,000万円の減額につきましては、地方交付税が前年度より増額になったこと等に伴いまして、当初４億9,000万円の取り崩しを計上しておりましたが、8,000万円の取り崩しとなったものでございます。

その下、目２減債基金繰入金につきましては、同様の理由で当初１億8,000万円の取り崩しを計上しておりましたが、今回１億8,000万円を減額し、取り崩しなしとなったものでございます。

その下、31ページをお願いいたします。

款20諸収入、項３雑入、目１雑入、説明欄の下から３行目の県市町村振興協会市町村交付金657万3,000円につきましては、市町村振興宝くじの発売庁である都道府県からその収益金が市町村振興協会を通じて交付されたものでございます。次の県町村会災害見舞金76万円につきましては、台風12号に伴う見舞金としまして全国町村会、また和歌山県町村会初め他府県町村会からの見舞金をいただいたものでございます。次の市町村振興協会災害見舞金860万円につきましては、同様に台風12号に伴う見舞金として全国市町村振興協会と和歌山県市町村振興協会から見舞金をいただいたものでございます。

32ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、目１の総務債から次のページの目11歳入欠かん債まで、それぞれの起債対象額の確定により補正をさせていただいております。

次に、34ページをお願いいたします。

３歳出でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費につきましては、共済費の不用額として704万2,000円を減額させていただいたものでございます。

次の目４出張所費の132万円の減額につきましては、説明欄記載の下里出張所新築工事の工事費の確定によるものでございます。

次の目７企画費316万6,000円の減額につきましては、備考欄記載の地域活性化対策補助金として補助しておりました台風12号で被災した飲料水供給施設の復旧に要する経費の確定による減でございます。

その下の目10町営バス運行費につきましては、起債の過疎対策事業債の借入額の増額と使用料86万3,000円の減額によります財源内訳の変更をさせていただいております。

次に、42ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目９病院費811万6,000円の減額につきましては、説明欄記載

の町立温泉病院事業会計への繰出金額の確定によるものでございます。

49ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、目４水防費につきましては、地方債対象額の確定によります財源内訳の変更をさせていただいております。

次の目５災害対策費984万3,000円の減額につきましては、節３職員手当等で台風12号関係の超過勤務手当の確定により476万4,000円を減額させていただいております。次の節９旅費91万9,000円の減額につきましては、東北大震災に係る本町からの職員の派遣旅費の確定により91万9,000円を減額させていただいたものでございます。次の節13委託料144万6,000円のうち、説明欄記載の住宅被害認定再調査委託41万1,000円の減額につきましては、台風12号に係る罹災証明のための家屋調査の再調査の委託費用の確定によるものでございます。あと、その下の木造住宅耐震診断業務委託103万5,000円につきましては、木造住宅耐震の関係の事業費確定によるものでございます。また節19負担金補助及交付金271万4,000円につきましては、説明欄記載の木造住宅耐震改修事業費補助金と木造住宅耐震補強設計補助金の事業費確定による減額でございます。

54ページをお願いいたします。

款11公債費、項１公債費、目１元金217万円の減額につきましては、償還元金の確定によりますもので、次の目２利子1,289万9,000円の減額につきましては、起債の償還利率の確定によるものでございます。

なお、下の55ページには、補正予算に係る給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君）　選挙関係について御説明いたします。

歳入の29ページをお願いいたします。

上段の款15県支出金、項３委託金、目１総務費委託金、節２県議会議員選挙費委託金マイナス228万2,000円は、昨年４月１日告示、４月10日に執行いたしました和歌山県議会議員一般選挙において諸費用を精算した結果、減額補正したものです。

歳出の35ページをお願いいたします。

款２総務費、項４選挙費、目２県議会議員選挙費、減額補正額227万4,000円については、先ほど御説明いたしました歳入の県議会議員選挙費の委託金の減額228万2,000円に精算により端数が生じた8,000円を一般財源によって調整したものです。内訳は、節１の報酬から節14使用料及賃借料まで説明欄記載のとおりです。よって、県議会議員選挙費は補正前の900万円に対し補正額227万4,000円を減額し、計672万6,000円とするものです。

次に、その下、目３町議会議員選挙費に係る290万3,000円の減額補正は、昨年６月21日告示、６月26日執行の町議会議員一般選挙の精算によるもので、その内訳は、節１報酬から、次のページ、節19の負担金補助及交付金まで説明欄記載のとおりです。したがいまして、選挙費全体の減額補正額は517万7,000円となり、補正前の額2,018万9,000円から517万7,000円を差し

引くと、歳出の計を1,501万2,000円とするものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　税務課の関係について御説明申し上げます。

まず、２ページ目をお願いします。

第１表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込み額に基づきまして、款１町税の項１町民税から項６の入湯税まで合計で753万6,000円を増額し、町税の総額を15億5,861万6,000円とさせていただいたものでございます。

また、５ページの款20諸収入、項１延滞金加算金及過料につきましては355万2,000円を増額して375万2,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、まず14ページをお願いいたします。

14ページ、歳入の款１町税、項１町民税につきましては、個人と法人を合わせまして1,184万6,000円増額いたしております。合計５億2,964万7,000円とさせていただいたものでございます。内訳につきましては、節区分個人の滞納繰越分で206万円を、法人の現年度課税分で950万円を、法人の滞納繰越分で28万6,000円を決算見込みにより増額するものでございます。

次に、項２固定資産税でございますが、現年度課税分で1,000万円を減額しております。滞納繰越分で28万2,000円、決算見込みにより増額をいたしております。計８億360万円とさせていただいたものでございます。現年度分課税の減額の主なものといたしましては、台風12号の災害による減額等によるものでございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。

項３の軽自動車税でございますが、滞納繰越分で決算見込みに基づきまして現年度課税分で30万円の減額、滞納繰越分で３万8,000円を増額しまして、計4,039万8,000円とさせていただいております。

項４町たばこ税につきましては、決算見込み額に基づきまして2,468万2,000円を増額して、計１億1,368万2,000円とさせていただいております。増額の主な要因といたしましては、禁煙される方の増加もありまして当初予算作成時たばこ消費税の本数は減ることを見込んでおりましたが、見込んだほどの減少がなく増収となる見込みであります。

次に、項６の入湯税でございますが、1,901万2,000円を減額しまして7,128万8,000円とさせていただいております。入湯税につきましては、昨年の東日本大震災と本町の台風12号災害の影響によりまして当初の見込み額より宿泊客等、大きく落ち込んでおりまして、前年度決算と比較しますと約2,000万円の減額の見込みとなっております。

最後に30ページ、下のほうをお願いします。

30ページ、下のほう、款20諸収入、項１の延滞金加算金及過料、目１延滞金でございますが、先ほども申し上げましたが、355万2,000円を増額いたしまして、決算見込み額375万

2,000円とさせていただいたものでございます。

歳出の関係は特にございません。

税務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　住民課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いします。

款13使用料及手数料、項１使用料、目３衛生使用料、補正額169万2,000円につきましては、節区分１の斎場使用料で使用件数の実績によるものでございます。なお、台風12号災害により亡くなられ、当斎場を使用された25名の方につきましては減免しております。

次の21ページです。

項２の手数料、目２衛生手数料、補正額528万5,000円の減額につきましては、節区分３で廃棄物処理手数料でクリーンセンターへ直接持ち込まれるごみに係る手数料472万8,000円及び指定ごみ袋販売手数料55万7,000円、それぞれ実績によりまして減額したもので、昨年の台風12号災害による被災ごみの受け入れによる影響したものが主なものでございます。

22ページをお願いします。

款14の国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節区分５の保険基盤安定負担金、補正額35万円の減額につきましては、国民健康保険税に係る低所得者への軽減措置に対する保険者支援分の交付決定によるものでございます。

次の23ページをお願いします。

項２の国庫補助金、目２衛生費国庫補助金、節区分３の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金、補正額4,432万7,000円の減額につきましては、昨年の台風12号災害におけます平成23年度分の廃棄物処理事業費に対する国庫補助金が確定しましたので減額補正したものでございます。

24ページをお願いします。

項３の委託金、目２民生費委託金、補正額２万4,000円は、節区分２国民年金費事務委託金で基礎年金等事務費交付金確定による追加補正でございます。

次の25ページの款15県支出金、項１県負担金、目２の民生費負担金、節区分５の保険基盤安定負担金、補正額131万円の減額につきましては、国民健康保険税の軽減分と低所得者への軽減措置分の交付決定によるものでございます。節区分６の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金151万4,000円の減額につきましては、後期高齢者医療保険料に係る低所得者への軽減分に係る県負担金の交付決定によるものでございます。

26ページをお願いします。

項２の県補助金、目２民生費補助金のうちの住民課の関係は、節区分８老人医療費補助金５万3,000円の減額から節区分11の乳幼児医療費補助金89万9,000円までの４件の福祉医療費につきましては、補助金の交付決定及び過年度収入の受け入れによりまして３件の減額と１件の追加補正を行ったものでございます。

次の27ページ、お願いします。

目３の衛生費補助金、節区分１浄化槽設置整備事業費補助金20万9,000円の減額につきましては、国庫補助金につきましては、現計予算の見込み基数に対する内示額で交付されたものに対しまして、当該県補助金につきましては例年どおりの本年度合併浄化槽設置基数87基に対する３分の１で交付され確定しましたので、減額補正したものでございます。

次に、29ページをお願いします。

款17寄附金、目５衛生費寄附金、節区分１災害保護動物寄附金３万円は、昨年の台風12号災害におきましてペット動物を保護所で管理してもらっておりましたが、ネット上で支援を受け付けしましたところ、３件３万円の振り込みがありましたので寄附金として処理して受け入れしたものでございます。

次に、31ページをお願いします。

款20の諸収入、目１雑入の節区分１雑入で住民課の関係は、説明欄１行目の過年度医療費返還金23万3,000円で過年度医療費に係る負担の所属機関の変更によるもの、それと２行目のリサイクル用金属等売払281万3,000円は、クリーンセンターにおきまして資源化処理、分別した金属類、古紙類等の売り払い実績によるものでございます。それから２行飛びまして５行目の災害流木等売払34万6,000円につきましては、台風12号によります宇久井旧フェリー港へ排出された流木で製紙原料のチップとして利用できたものに対しまして、キロ当たり２円、約173トン分を搬出処理業者より受け入れしたものでございます。次の過年度老人保健医療費負担金17万9,000円につきましては、旧老人保健医療費に係る負担金を関係機関より受け入れしたものです。次の保護動物災害支援金149万円につきましては、先ほど寄附金でも少し触れさせていただきましたが、ペット動物の保護に当たり緊急災害時動物救援本部に費用の一部負担を要請しておりましたところ、活動支援金として交付されたものでございます。

次に、37ページをお願いします。

37ページ、歳出です。

款３の民生費、目１社会福祉総務費、補正額１億505万7,000円の減額は節区分28繰出金、説明欄国民健康保険事業費特別会計への繰り出し9,982万5,000円の減額、それと次の後期高齢者医療事業費特別会計への繰り出し523万2,000円の減額につきましては、それぞれ特別会計における今回の専決補正予算の収支によりまして繰出金を減額補正させていただいたものでございます。

目２の国民年金事務費につきましては、歳入の国庫委託金確定によります財源内訳の変更でございます。

38ページをお願いします。

下段の目８重度心身障害児者福祉医療費、補正額462万9,000円の減、それから次のページの目９のひとり親家庭等福祉医療費、補正額63万7,000円の減、次の目10老人医療費、補正額10万6,000円の減額につきましては、それぞれ医療費審査委託及び医療費の確定による減額補正でございます。

次の40ページをお願いします。

項２の児童福祉費、目４乳幼児医療対策費、補正額145万8,000円につきましては、節区分13委託料と節区分20の扶助費に不足が生じましたので補正をお願いしたものでございます。

41ページをお願いします。

款４の衛生費、項１保健衛生費、目３の環境衛生費、補正額は2,659万9,000円の減額で、節区分13委託料293万1,000円の減額は、説明欄災害保護動物管理委託で、昨年10月の補正予算で御可決いただいた歳入でもございました災害保護動物の保護所での管理費に対する委託料ですが、当初６カ月を見込んでおりましたが９月から11月で引き取りが完了したことから契約を解除したことにより減額させていただいたものでございます。節区分19負担金補助及交付金2,366万8,000円の減額は、説明欄環境衛生施設一部事務組合負担金2,246万5,000円の減額につきましては、本年度大浦浄苑の旧施設の解体、撤去工事を施工させていただき、既に完了もしておりますが、当初事業費では全体事業費１億400万円で両町へ負担を求めておりましたが、入札結果により差金が生じましたことと、運営費にも不用額が出たことで減額補正させていただいたものでございます。次の新宮周辺広域ごみ処理対策協議会負担金から生ごみ処理容器購入事業費補助金までの減額につきましては、それぞれ負担金及び、また補助金、事業費等の確定により減額補正したものでございます。

目４の公害対策費、節区分13委託料14万1,000円の減額につきましては例年同様、公共水域等の水質検査を年２回実施しておりますが、委託料が確定しましたので減額補正させていただいたものでございます。

次に、43ページをお願いします。

項２の清掃費、目１塵芥処理費、補正額は6,899万6,000円の減額で節区分７の賃金42万円の減額、これは臨時職員の家屋が台風災害により被害を受けておりまして、なお、その職員が休暇あるいはまた中途退職等による不補充などで不用額が生じたものでございます。節区分11の需用費490万4,000円の減額は通年のクリーンセンターの維持費の減額、また修繕料の追加は台風12号災害の焼却に絡むものを含めまして補正したもので、また予定外に発生しました修繕料につきましては332万6,000円を追加させていただいております。節区分12の役務費1,086万円の減額につきましては、主に台風災害に係るもので運搬料あるいは処分料による実績によるもの、また見込みによりました減額補正もさせていただいたものでございます。節区分13委託料は実績に基づく大気・水質等測定業務委託の減額、また災害廃棄物収集運搬委託4,155万9,000円の減額につきましても、これも台風によるもので23年度分で不用額が見込まれましたので減額補正させていただいたものでございます。節区分14の使用料及賃借料の1,054万6,000円の減額につきましては、これも台風12号に係るもので、宇久井の旧フェリーターミナルで行っておりました流木等の処理に係る重機の借り上げを３月まで予定しておりましたが、流木等の処理につきましては10月11日から12月10日の２カ月間となりましたことから期間が短縮し減額補正させていただいたものでございます。節区分19の負担金補助及交付金23万4,000円の減額につきましても台風12号災害に係るもので、不用額が生じました伊賀市への環

境保全負担金を減額したものでございます。

住民課の関係につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。再開10時40分、お願いします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

10時20分　休憩

10時40分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及手数料、項１使用料、節１保育所使用料、補正額492万1,000円の減額でございますが、台風12号による災害被災者に対する減免分でございます。

22ページをお願いします。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節１障害者自立支援給付費負担金210万円の増額につきましては、居宅介護、療養介護、児童デイサービス、重度障害者等の支援に対する負担金でございまして、事業実績見込み並びに過年度実績確定によるものでございます。節３保育所運営費国庫負担金減額の276万4,000円につきましては、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所の措置数の増減により事業費の精算をするものでございます。節４子ども手当国庫負担金2,608万9,000円の減額につきましては、23年９月までは１人につき月額１万3,000円、10月以降は３歳未満は一律１万5,000円、３歳以上小学校修了までの子供１万円及び第３子以降は１万5,000円、中学生一律１万円を支給してきた実績見込みによる減額でございます。

23ページをお願いします。

項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金、節１地域生活支援事業費補助金570万6,000円の減額につきましては、身体知的精神障害者等に対する地域での生活の支援を行うもので事業実績見込みによるものでございます。

目２衛生費国庫補助金、節２女性特有のがん検診費補助金85万9,000円の増につきましては、大腸がん検診補助追加のため増額になったものでございます。

25ページをお願いします。

款15県支出金、項１県負担金、目２民生費負担金、節１障害者自立支援給付費負担金101万円の増につきましては、国庫負担金と連動した県の負担金で実績見込みによる増でございます。節３保育所運営費負担金、節４子ども手当負担金は国庫負担金と関連した県の負担金で実績見込みによる減でございます。節８災害弔慰金県負担金1,687万5,000円の減額につきましては、平成23年度弔慰金支給実績による減額によるものでございます。

26ページをお願いします。

項２県補助金、目２民生費補助金、節７地域生活支援事業補助金80万6,000円の減につきましては、国庫補助金と連動した県の補助金で実績見込みによる減でございます。節13緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金255万3,000円の減につきましては、事業実施に伴う精算による減額でございます。次のページをお願いします。節14障害者自立支援特別対策事業費補助金16万5,000円の増につきましては事業実績見込みによるものでございます。節17子育て支援対策臨時特例交付金85万2,000円の減につきましては、地域子育て創生事業による実績による減額でございます。節23社会福祉施設等災害復旧費補助金166万6,000円の減につきましては、台風12号災害によるデイサービスセンターゆうゆうの災害復旧費で実績見込みによる減額でございます。

目３衛生費補助金、節５子宮頸がん等ワクチン接種費補助金110万2,000円の減につきましては、事業実績による減額でございます。

37ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目３老人福祉費、節13委託料211万4,000円の減額につきましては、生活管理指導員派遣事業で事業実績見込みによるものでございます。節19負担金補助及交付金51万3,000円の減額につきましては、高齢者居宅改修補助金事業実績見込みによる減額でございます。節20扶助費265万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業見込みに伴う減額でございます。節28繰出金239万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の特別会計の事業実績見込みによる減額でございます。

目４人権啓発費、節28繰出金190万1,000円につきましては、住宅宅地資金貸付事業の実績見込みにより繰り出しをお願いするものでございます。

目７障害者福祉費、補正額857万3,000円の減額につきましては、節13委託料で移動支援事業委託139万8,000円、次のページの節19負担金補助及交付金の障害者自立支援特別対策事業の減147万5,000円、節20扶助費の各種障害者福祉サービス等570万円の減で事業実績見込みによる減額でございます。

40ページをお願いします。

項２児童福祉費、補正額減額5,566万1,000円でございますが、節18備品購入費で47万3,000円の減、地域子育て創生事業による実績見込みによる減額でございます。次に、節19負担金補助及交付金2,504万1,000円の減額につきましては、町外保育所入所負担金、地域子育て創生事業、私立２保育園の運営交付金の減額で事業実績見込みによるものでございます。節20扶助費につきましては、子ども手当3,014万7,000円の減額でございます。子ども手当つなぎ法では、中学校修了までの児童に一律１万3,000円を支給するものでありましたが、子ども手当支給特別措置法成立により10月分から支給額の変更に伴い減額の要因になっております。

目１災害救助費、節20扶助費、補正額2,250万円の減額につきましては、災害弔慰金に係る支給実績見込みによる減額でございます。

41ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、節13委託料、補正額845万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績見込みに伴う減額をお願いするものでございます。

目５健康増進費、節13委託料427万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種検診事業の実績に伴う減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　観光産業課について御説明申し上げます。

まず、20ページ、お願いいたします。

歳入です。

款13使用料及手数料、項１使用料、目４農林水産使用料、補正額減額34万6,000円。これにつきましては説明欄にあります那智高原公園使用料。那智高原が災害以降、使用不能となったための減額であります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、補正額減額の1,548万3,000円。節５、６、９、10、それぞれ記載しております。６農作物鳥獣害対策強化事業費補助金、減額の90万8,000円につきましては予定捕獲頭数の減による減であります。そして９森林整備地域活動支援事業費補助金240万円につきましては対象支援面積の減による減額であります。そして10のふるさと雇用再生特別基金補助金につきましては事業実績による減額であります。次のページをお願いいたします。28ページ、節区分11緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、減額の789万1,000円、これにつきましても事業実績による減額であります。鳥獣害被害防止対策事業といたしまして666万7,000円の減額しております。これは当初10人予定しておりましたが、事業実施７人でスタートいたしましたが、災害により災害を受けた方、また本業が建築関係、大工さん等がございまして協力いただけなくなったため、活動が災害以降、ほとんどできなかったと、そういうことでの減額になっております。

続きましては、１枚めくっていただきまして31ページになります。

款20諸収入、項３雑入、目１雑入、説明欄の記載の下から４番目、那智高原公園産品等販売料、減額の117万9,000円、これが先ほど申しましたように那智高原公園がアクセスが不可能となったための減額であります。

歳出のほうに移らさせていただきます。

45ページ、お願いします。

款５農林水産業費、項２林業費、目２林業振興費、補正額減額の1,992万6,000円となっております。節区分共済費、賃金、これは那智高原の臨時雇いの賃金並びに先ほど鳥獣害の臨時雇いの職員の減額になるものであります。節区分８報償費、減額の228万1,000円、これにつきましても捕獲頭数の減少、減による減額であります。そして13委託料、減額113万4,000円、説明

欄一番上の森林整備委託減額100万円、これにつきましては昨年植樹祭が田辺で行われまして、天皇皇后両陛下が当町を訪れる可能性もありましたので、この100万円を計上させていただいておりました。それを減額いたします。15工事請負費60万円の減額、遊具撤去工事、これにつきましては那智高原の木製の滑り台がありました。それがかなり腐食しております。それを撤去予定でありましたが、那智高原進入不可能のため、それを実施いたしておりません。次のページ、お願いいたします。節区分19負担金補助及交付金、減額の553万2,000円。一番上、森林整備地域活動支援事業補助金、これは実績による減額、紀州材需要拡大事業補助金、これも実績による減額であります。以下、実績による減額であります。

次のページ、47ページ。

項３水産業費、目２水産振興費、補正額減額の141万2,000円であります。節区分19負担金補助及交付金、減額120万円。内訳といたしまして説明欄記載の水産振興会補助金150万円の減額、これはいせえび祭り等の予定の150万円でありましたが、昨年災害により実施を見送りましたので、その分、減額しております。産地協議会負担金、増額の30万円、これにつきましてはＣ級グルメをするに当たり、水産庁の補助金を30万円いただきまして、増額いただきまして、それに対する町持ち分の30万円の増額であります。

目３産地水産業強化支援事業費、これにつきましては補正０円であります。財源内訳の変更であります。

款６商工費、項１商工費、目２商工振興費、補正額減額491万2,000円。これにつきましても節区分８、19、それぞれ事業実績による減額であります。

次のページをお願いいたします。

項２観光費、目１観光総務費、補正額減額の535万8,000円。これにつきましては節区分19負担金補助及交付金、減額の629万1,000円。これは説明欄記載の町観光協会補助金、実績による減額で、減額497万1,000円となっております。やる気観光地魅力アップ協働事業補助金、減額の100万円、県からの補助金が当初450万円見込んでおりましたが350万円になりました。町からの補助金も350万円に減額したことによる100万円の減であります。一番下、新大阪南紀勝浦間直行バス運行補助金、減額32万円、これは補正で300万円お願いいたしましたが、運行実績により32万円減額したものであります。

目２観光振興費、補正額減額863万1,000円。節13委託料629万8,000円の減額であります。説明欄記載のとおり各事業、委託事業に対する実績による減額であります。節15工事請負費、減額の130万1,000円、宇久井フェリーターミナル門扉の取りかえ工事でありますが、入札差額による工事費の確定であります。18備品購入費103万2,000円、イベント用備品、これにつきましても入札差額による減額であります。

続きまして、52ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１町単独農林水産施設災害復旧費、補正額減額の532万5,000円。節区分15工事請負費、減額532万5,000円、これにつきましても事業費確定の減額であります。

目３林道施設災害復旧費、これにつきましては財源内訳の変更であります。

目４農地農業施設災害復旧費、補正額減額3,198万1,000円、節４、節７賃金、これにつきましては臨時雇い職員がいなかったための減額であります。節13委託料、減額の3,045万9,000円、測量設計業務委託。これは災害が起きた後、いろいろ測量設計業務を委託したんでありますが、安く済んだ部分と小規模で測量設計できたという部分がありますので、事業費確定による減額であります。節15工事請負費、減額123万8,000円。これにつきましても事業費確定による減額させていただいております。節19負担金補助及交付金、減額10万円。これは災害派遣していただく職員への旅費補助でとっておりましたが、半額で済みました。それによる減額であります。

以上が観光産業課の案件であります。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。44ページ、45ページが飛んでおるようであります。44ページが抜けておるようであります。申しわけございません。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、補正額減額の532万円。これにつきましては節区分４、７、14につきましては臨時雇い職員のなかったための減額であります。それと委託料、節区分13委託料につきましては、説明欄記載のとおりＪＡに委託しておりました耕作請負隊事業の事業費確定による減額であります。

目５那智駅交流センター管理費、補正額68万5,000円、節11需用費68万5,000円。これは交流センターの重油代が値上がりもあったこと、そして９月から災害以降12月まで休みなしで稼働させたこと、そしてまた、１月、２月、３月で通常の年よりお客さんが多かったこと等による消費量、重油の消費量による増額のお願いであります。

目６小規模土地改良事業、これにつきましては財源内訳の変更であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建設課の関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目８災害復旧費国庫補助金、節２公営住宅災害復旧費補助金532万4,000円の増額でございます。町営住宅の川関団地と那智団地の災害復旧工事の国庫補助金の受け入れでございます。

続きまして、40ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、項３災害救助費、目１災害救助費、節15工事請負費5,927万7,000円の減額でございます。説明欄記載の被災住宅応急修理工事及び被災住宅解体工事の額の確定による減額でございます。

続きまして、48ページをお願いします。

款７土木費、項２道路橋梁費、目２道路新設改良費、節17公有財産購入費950万円の減額で

ございます。説明欄記載の朝日18号線道路用地購入でございます。地権者と交渉を重ねてまいりましたが、同意に至りませんでしたので減額させていただきました。

続きまして、53ページをお願いします。

款10災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目３公営住宅災害復旧費、節15工事請負費1,551万5,000円の減額でございます。説明欄記載の公営住宅災害復旧工事、川関団地と那智団地の災害復旧工事の額の確定による減額でございます。

以上が建設課の関係でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　消防関係について御説明いたします。

22ページをお願いします。

歳入です。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目３消防費国庫負担金、節１緊急消防援助隊活動費国庫負担金106万1,000円は、昨年３月11日に発生した東日本大震災の応援要請を受けて和歌山県緊急消防援助隊の１隊として派遣した本町の派遣隊に係る旅費等の必要経費分について国庫負担金分を受け入れたものであります。

28ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目６消防費補助金、節４消防防災施設等整備費補助金184万2,000円は、県に申請しておりました補助金が要望に沿えないと県からの通知があり、減額したものであります。

49ページをお願いします。

歳出です。

款８消防費、項１消防費、目１常備消防費、節３職員手当等94万2,000円につきましては、各種職員手当等の支払い額の確定に伴い増額したものであります。

その下段、款８消防費、項１消防費、目３消防施設費については、財源内訳の変更であります。

消防関係については以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　教育委員会の関係について御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目４教育費国庫補助金、節４学校施設環境改善交付金2,539万8,000円の減額については、那智中学校校舎大規模改修事業の事業費確定による減額でございます。

50ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費90万円、項２小学校費、目１学校管理費120万

円につきましては、財源内訳の変更でございます。

次のページ、項３中学校費、目１学校管理費30万円につきましても財源内訳の変更でございます。

次の目３那智中学校校舎大規模改修事業費、節13委託料510万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の３件の業務委託事業の額の確定による減額でございます。節14使用料及賃借料883万8,000円の減額については、仮設校舎のリース料の額の確定による減額であります。節15工事請負費2,504万7,000円の減額については、管理棟耐震改修工事の入札執行による減額であります。

53ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項４文教施設災害復旧費、目１公立学校施設災害復旧費の30万円につきましては財源内訳の変更でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　議会事務局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君）　議会費について御説明させていただきます。

34ページ、上段をお願いいたします。

目１議会費、節９旅費で240万円減額させていただいております。常任委員会及び議会運営委員会の視察研修に要する費用として予算をいただいておりましたが、準備に取りかかろうとしたやさきに災害が発生し、議会としても災害対応を優先すべく、視察研修を自粛いたしております。その費用を減額させていただいたものでございます。

議会費については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　２点ほどお伺いいたします。

地方交付税の中で４億4,253万円の補正がなされております。これは14％ほどの増ということでございますが、これは特交がふえてこういうぐあいになったんかどうか。この理由をひとつお聞かせ願いたい。

そして公債費で、合計で1,506万9,000円の減額されておりますが、この公債費については、もう前もって当初にある程度きちっと正確に把握できるんではないかと、そういう認識であったんですけど、1,506万9,000円も減額されているという、この理由についてひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　御質問の２点について御説明させていただきます。

まず、19ページの地方交付税４億4,253万円の増額補正しておる関係でございます。

その内訳といたしまして、普通交付税で現在26億4,680万3,000円となっております。そして特別交付税で７億7,737万8,000円となっております。３億6,000万円ほどは特別交付税の増となっております。

それから、54ページの公債費の関係でございます。

1,506万円ほど減額させていただいております。これにつきましては、詳しく述べますと、まず償還元金で217万円ほど減額させていただいております。通常償還元金は返す予定がありますので、通常はこういう差額は発生いたしません。これにつきましては、三川小学校を建てたときに起債を買い取りました。この関係で今度教育センター、教育委員会があそこへ入ることになりまして、用途が変わることになります。その関係で償還につきまして23年度で繰上償還させていただいております。その関係で217万円ほど出ております。

利子につきましては、通常予定利率３％程度で予算をつくらさせていただいております。繰上償還の関係もございますが、利子が確定が大体安いので0.68％、高いのでも1.8％でおさまっておりますので、その関係もありまして、利子のほうは通常少し、まあインフレ等、利率が上がることもありますので、少し高い目に設定させていただいておりますので、それによる補正の減額が出てきております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点お尋ねをいたします。

41ページの予防費のほうでございますけど、これが845万2,000円ほど減額になっております。この説明欄のところを見ますと、Ｈｉｂワクチン等、いろんな予防接種がカットになってるということなんです。この予防接種については、もうこれ大体どれぐらいの方が受けられるというのがおわかりやと思うんですけど、なぜこのように多く減額になってるんでしょう。ということは、受けてらっしゃらないということですけど、その点について、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　この予防接種の関係でございますが、対象者に対して人数が少なかったということで減額。子宮頸がんにつきましては多くなっております。特に日本脳炎については1,600人に対しまして1,042人が接種、小児肺炎球菌が615人が350人と減少しております。多かったのは先ほど言いました子宮頸がんが690人、これ延べでございますが、690人から863人であります。

日本脳炎の関係につきましては、厚労省の指示に従って接種の差しどめとか、積極的勧奨とかという、その指示に従ってなっておりますので少なかったり多くなったりしている原因もあります。

あと、子宮頸がんのワクチンにつきましては、一応全額補助の関係で接種が進んだものと思ってます。

あと、小児肺炎球菌とＨｉｂワクチンにつきましては、全額補助じゃなしに4,500円と5,500円の補助になっておりますので、計１万円の補助になっておりますんで、多少自分の支出もあるんでちょっと進まなかったのかなというのが、私はそういう原因かなと思っております。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　ぜひこの予防接種については非常に重要なことでありますんで、広報活動をぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　今後も接種率を高めたいと、今後努力したいと思います。

○議長（森本隆夫君）　12番引地君。

○１２番（引地稔治君）　済いません、１点だけお聞きします。

48ページ、土木費で公有財産の、これは道路用地の購入予定ですね。これはもう地権者との交渉の末、折り合いがつかなくてこのような結果になったと思うんですが、今後どのような考えを持っておられるのか、お聞かせください。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

予算成立後、地権者と14回にわたって交渉をさせていただきましたが、先ほど説明させていただきましたとおり合意に至りませんでした。今回は減額ということで、ここで減額させていただいております。

以上でございます。

今後の予定につきましては新病院の予定地が奥に予定されておりますので、それも含めまして、新病院とも検討をさせていただきまして、今後再度検討させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　12番引地君。

○１２番（引地稔治君）　いや、これ町長やなかったら答えにくいと思うんですけど、町長から答えてもらいたいんですけど。

この金額あるでしょう。これが妥当だという金額だと思うんですけど、その後、そこに病院、奥に予定していることでどうしても必要ということで、この金額以上に所有者に求められたときに応じるとか、そういう腹があるのか、それとも、もうこの金額以上求められたときに、もうあきらめるのか。なかなか決断ちゅうのは難しいと思うんですが、今現時点、どのように考えておられるのか、お答え願います。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

状況によって判断はしたいと思うんですけれども、現時点では金額的には、私のほうとしては増額して用地買収にこたえるようなことは今のところ考えておりません。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　お尋ねいたします。

43ページ、塵芥処理費についてでありますが、大きな減額、約6,900万円という大きな減額に至ったこの要因として考えられるところがございましたらお聞かせいただきたいと思いま

す。

47ページ、商工振興費であります。空き店舗活用事業補助金、こちらも実績により減額となっておりますが、大まかな実績についてお尋ねいたしたいと思います。

次のページ、観光総務費の観光協会の補助金497万1,000円のマイナスと、あと観光振興費も減額となっております。このうちの委託料がそれぞれ減額となっておりますが、それぞれが減額されてる主な要因についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　ただいまの御質疑は43ページの塵芥処理費の6,899万6,000円、大きく減額させていただいたその要因かと思いますけど、昨年９月に発生しました関係で８号補正と12月の補正と２度補正予算で総額、台風災害に関係する費用、およそですけど７億6,000万円ぐらいほど計上させていただきました。このうち24年度へ予算として5,400万円繰越明許しております。それで23年度分の確定は事業費も確定しておりますが、もちろん国庫補助金も対象事業費の２分の１ということで減額させていただいたもんですけど、当初というんですか、この災害が起こってからの事業費につきましては、ごみの、いわゆる一般廃棄物ですけど、災害ごみの総量がその時点でも見込めない中で、またそれに対する費用、あるいは十数社の業者が来る中でおおよその費用を見込んだ中で計上させていただいておりました。また、12月に行いました補正につきましても、やはり担当課の、住民課のほうとクリーンセンターでの処理費用、両方ございました関係で補正も計上したわけですが、やはり主には廃棄物に係る収集運搬費用が予想、予定して見込んでおりました額より少なくて済んだという、まあもう一つ原因かどうかわかりませんけど、ごみの集積につきましては、やはり基本、分別を、まあ大方な分別ですけど、していただくという、住民の方には被害に遭われた方には少し不自由させた部分もあったかと思いますが、それを基本にやりました関係で、やはり収集運搬あるいはまた収集運搬先、それぞれ違ってきましたし、その分が経費の安価にもつながったのじゃないかなと思います。また相手業者の運搬料等にもより、その処分費にも影響したんやないかなと、こんなふうに思っております。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　観光産業関係、お答えいたします。

まず最初、47ページの商工振興費の中の負担金補助及交付金、空き店舗活用事業補助金の減額についてであります。

当初２店舗ほどが希望があるのではないかということで予算計上させていただいておりましたが、１店舗のみの実施ということで、その分、また１店舗も予定より安く済んでおるということで、これだけの減額をさせていただいております。

続きまして次のページ、観光総務費、負担金補助及交付金、町観光協会補助金497万1,000円の減額につきましてでありますが、これにつきましては観光協会諸事業いろいろ実施しております。実施し切れなかった部分というのは若干ございます。あげいん熊野詣とかそういう事業も実施しておりませんので、それに係る経費が要らなかったということで、こちらのほうで減

額させていただいております。

そして、下の観光振興費委託料の減額629万8,000円でございます。この３事業でありますが、上２つにつきましてはふるさと雇用の補助金をいただいて実施させていただいております。下は、あなろぐは緊急雇用ということでありますが、自然塾等につきましても人件費が主な歳出でありまして、備品とか器具とかそういうものの購入を少しは見込んでおったんですが、節約して購入いただかなかったということで減額になっております。

国内外観光客誘致事業につきましては、観光協会に委託しておる事業でございます。これにつきましては人件費、当初１名少なく動き出し、そしてまた途中で不幸なことに災害によって命を落とされた方がおられて、その後、補充をしておりませんでしたので、人件費等が大きく減額の要因になっております。

あなろぐＤＩＧＩＴＡＬ事業の158万5,000円の減額につきましても、これも緊急雇用ですのでほとんどが人件費が主でありますが、備品とかいろいろなもの、需用費等の使用が少なかってこういう減額になっております。

総体的に言えば、うちのこの補助事業、委託した委託先につきましてはそういう補助金だからといって無駄なものを買わずにいろいろまじめに実施していただいた結果、減ってしまったと、予算要求の段階ではそういうことも見込んでしておったんですが、要るだろうということで見込んでおったんですが、実際にはほかのもので代用できるとか云々で、購入いただかなかった分で減額したのが大きな理由になると思います。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　承知いたしました。

観光産業課の説明、それから住民課の説明、両方とも言えることは、それぞれが最大限の努力の末、こういう減額に至ったというふうに推察いたしました。

今の住民課の御説明ですと、分別による効果、住民の皆さんの御負担も相当あったということを含めて、処分量が減量できたとか、クリーンセンターの機械の故障が少なかったとか、そういうことになったんじゃないかなあと思われます。分別を徹底したという点では、周辺同様に被害を受けられた他の市町に比べても最小限に踏みとどめることができたというのは大きな特筆すべき点ではないかなあと思われます。その点について十分評価できるんじゃないかなあと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

７番田中君。

○７番（田中幸子君）　済みません、１点だけお聞かせください。

40ページの款３民生費のとこで災害救助費というのがあるんですけども、それで、説明のところに被災住宅応急修理工事費と被災住宅解体工事というのがあるんですけども、これの各地区の実行された件数を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

40ページ、説明欄記載の被災住宅応急修理工事につきましては541件、被災住宅解体工事につきましては138件が確定した工事数でございます。

以上です。

済いません。ただいまのは合計の数でございまして、地区別というのは集計しておりません。申しわけないです。

○議長（森本隆夫君）　９番田中君。

○９番（田中　植君）　15ページの、先ほど入湯税の件について御説明いただいたわけなんですが、約2,000万円の減であるというふうな説明であったと思うんですが、これについては９月の台風の影響によって減額になったんやないかという説明でありましたが、理由は私、それだけやないというふうに思うんですけど、当局はそれだけやというふうな感覚でおられるんか、もう一度説明お願いいたしたいと。

それから、先ほど48ページの朝日18号線の道路用地の購入について引地議員からも指摘されておりましたが、私この点について当初からちょっとボタンのかけ違いがあったんやないかなあというふうに思うんですね。この議案として計上されてこの場で審査されたときに、950万円で買えるというふうな状況の中で説明を受けたというふうに思うんです。しかし、やっぱり今になってみると、当時のこの議案上程について、ちょっとやはりボタンのかけ違いがあったんやないかなあというふうに思うんです。

ただ、今課長の説明では、何回か交渉に行ったけど、交渉にならなんだというふうな説明もあったと思うんです。しかしこれ、私、あそこを購入されるということによって、あそこから新病院の建設に向かって道路状況が非常にあそこが購入できればよくなるんやないかなあというふうに何回も行って、感じるんですよね。だからこれは一たんここで撤回せざるを得んというふうに思うんですが、今後交渉に当たっては950万円という金額が相手方が納得いかないということで交渉が成立しないという状況やないかと思うんです。

だけど、この病院建設に当たって、あそこを購入することによってすばらしい新病院の位置が形としてよくなるんやないかなあというふうに思うんで、こういうことは考えられるんか、考えられんか、私はっきりここではわかりませんが、もう一度検討し直しというようなことがあり得ないかどうか、検討してみてはどうかというふうに思うんですけど、町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　ただいま入湯税の御質問の中で、入湯税の単純に９月の12号だけではないんではないかということで御質問でございました。それについては税務課のほう、各事業所から上がってきた入湯税をしておりますので、そちらについては私どもの範疇と判断して答弁させていただきます。

昨年の入湯税につきましては、３・11の災害以降、確かに観光客、私どもの町、落ちておりました。それを７月、８月でやっと盛り返しつつあるときに、対前年比より上がったやさきに

９月のこういう災害で、観光客は９月、10月、11月と激減で、12月、１月、２月、３月も持ち直し切らないという状況でございましたので、観光客自体は大幅に、旅館組合の調べで50万を切っております。そういう中、ただそれは昨年１年、単年度の話になろうと思います。

観光客数は御存じのとおり、年々右肩下がりで下がってきております。それもいろいろ要因はあろうかと思います。その要因としては、うちを代表する大規模ホテル等は団体客の数がかなりウエートを占めておりましたが、昨今のお客さんの動向につきましては、団体旅行よりも個人旅行型がかなりウエートを占めております。そういうことも相まって、那智勝浦町の基本的には団体旅行を受けておった町の宿泊施設が、その団体旅行の減少により、かなり痛手を受けてずっと来ておったのが現実だと思います。そういう右肩下がりの中での昨年の３・11、９・４、この大惨事により激減した、そういう結果が入湯税に、数字にあらわれているものと解釈しております。

○議長（森本隆夫君）　新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君）　48ページの件なんですが、私ども新病院建設推進室と建設課で14回ほど地権者等と会ってお話しさせていただきました。しかしながら、最終、ことしの、24年３月８日、本人さんとお会いしまして合意に至らなかったわけです。

当初からもう少し詰めておければという話なんですけども、至らなかったとこがあったかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　先ほども言いましたように、状況によっては考えたいとは思ってます。ただ、今の段階で相手方との金銭の折り合いについては、まあバブル期のときの土地の提示であっては、なかなかうちとしてもそういうことは応じていけないということもあります。そういうことで、今後はある面で、導入路の問題についてはまた今後いろいろな方向で考えて検討していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君）　９番田中君。

○９番（田中　植君）　この観光客の件について、今産業課長から説明を受けたわけで、確かに昨年度は団体というより個人の客をターゲットにしたというふうな状況がかなり見えてあったというふうに思うんですが、やはり宿泊客の、また観光客の増員を図るということについては、団体という一つの集客も十分これから考えていかなければ、客の増員につながっていかないんやないかというふうに私は思うんです。

そやから、今回はですね、今年度はそういうことも含めて、ひとつこの秋に向かって各種旅館組合とか団体とも交渉した中で、やはりそちらのほうもある程度方向づけをしていくのが集客につながっていくんやないかなあと、私はこういうふうに思うんですね。ぜひともそのような方向もですね、なかなか個人の客というのは見えづらいところがあると思うんです。だからそういう点についても非常に将来的な物の考えとして、また団体客というものを重要視していくという方向も考えていったほうがいいというふうに思うんです。

そして、今の用地の件でございますが、今の町長の判断では、決してもうあきらめてないと

いう事情もあると思う。確かにバブル期の状況の値段を言われても、それはもうとてもやないけど対応できないというのは現実だと思うんですけど、やはりそこは話し合いの中で、また今後考えていけるんやないかなあというふうに思うんで、十分誠意を持って話し合いを続けてもらったらいいんじゃないかなあというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　先ほども言いましたように、状況に応じてそういうことは考えてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第５号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開13時。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

11時48分　休憩

13時00分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第９　報告第６号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第９、報告第６号専決処分（平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　報告第６号専決処分（平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別

会計補正予算（第３号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成24年３月31日に専決処分をいたしております。

次、１ページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,372万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,527万5,000円とするものでございます。

４ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入。

款４国庫支出金から款12諸収入までの歳入合計補正額は減額の5,372万1,000円でございます。

次の５ページの歳出は、款１総務費から款10諸支出金まで歳出合計の補正額は歳入と同額の5,372万1,000円の減額で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金で4,561万7,000円の増、その他で15万円、一般財源で9,918万8,000円、それぞれ減となっております。

次に、６ページをお願いします。

２歳入、款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金、補正額1,118万9,000円につきましては、説明欄記載の３件の国庫負担金が確定しましたので、それぞれ増減補正させていただいております。

項２の国庫補助金、目１財政調整交付金、補正額3,408万円につきましては、後期高齢者支援金と介護納付金に対しての交付金が大きかったことから普通調整交付金で3,386万1,000円、それと実施事業確定による特別調整交付金21万9,000円を補正したものでございます。

次の目３高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額16万5,000円につきましては、高齢者受給者証発行等事務費に対し新たな補助金の交付がありましたので補正させていただいております。

次の７ページの款５療養給付費交付金、目１療養給付費交付金、補正額1,916万1,000円につきましては、療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付分でございます。

款７の県支出金、項２の県補助金、目１財政対策補助金、補正額68万9,000円の減額につきましては、老人医療費支給対象者及び重度心身障害児者医療費の公費負担実施による影響分に対する補助金が確定したもので、次の目２の財政調整交付金は補正額87万2,000円で、普通調整交付金2,563万1,000円の減額につきましては療養給付費等の減額に伴うもので、また、特別調整交付金2,650万3,000円につきましては、台風12号災害に係る減免措置に対する補助が大きかったこと、それにその他実施事業に対する補助を合わせまして補正させていただいたものでございます。

８ページをお願いします。

款８の共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金、補正額1,606万7,000円、目２の保険財政共同安定化事業交付金、補正額減額の3,555万1,000円は、それぞれ歳出に係る共同事業費に対する国保連合会からの交付金確定により増減補正したものでございます。

次の款10繰入金、目１一般会計繰入金、節区分１の保険基盤安定繰入金、補正額221万4,000円の減額は、軽減措置及び保険者支援に対する繰り入れで、一般会計で受け入れた国県負担金が確定したことによるものでございます。節区分２のその他一般会計繰入金、補正額9,761万1,000円の減額につきましては、国の財政調整交付金が大きかったことで財源確保ができたこと、また療養給付費が見込みを下回り、費用の軽減につながり一般財源への負担が減少したことにより、その他一般会計繰入金を減額補正させていただいたものでございます。

次の９ページの款12諸収入、目１延滞金で補正額63万7,000円は実績に基づいたもの、次の項３の雑入、目１雑入、補正額17万3,000円は、説明欄記載の交通事故等の第三者行為による徴収金で追加補正したものでございます。

次、10ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、目１一般管理費は財源内訳の変更、項２の徴税費、目１賦課徴収費、補正額397万円の減額につきましては、それぞれ見込みと、節区分13委託料の電算システム改修委託、これにつきましては法改正による改修が少なく済んだことから減額補正させていただいたものでございます。

次の11ページの款２の保険給付費、項１療養諸費、目１の一般被保険者療養給付費から目４の退職被保険者等療養費につきましては、保険者負担分が確定しましたのでそれぞれ減額補正をさせていただいたものでございます。

目５の審査手数料につきましては、審査件数確定により20万7,000円を減額補正させていただいております。

12ページをお願いします。

項２の高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、補正額302万4,000円につきましては、見込んでおりました一般被保険者の高額療養費に不足が生じましたので補正させていただいたもので、目２の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者の高額療養費の確定によりまして95万1,000円を減額補正させていただいたものでございます。

項３の出産育児諸費、目１出産育児一時金、補正額95万1,000円の減額につきましては、出産件数に対する給付額確定による補正でございます。

次に、13ページの項４葬祭諸費、目１葬祭費につきましては、葬祭費給付件数確定による12万円の減額補正でございます。

次の款３後期高齢者支援金から、次の14ページの款７の共同事業拠出金につきましては、国庫負担金を初めとした特定財源充当による財源内訳の変更でございます。

次に、15ページの款８保健事業費、目１特定健康診査等事業費、補正額929万1,000円の減額、次の項２の保健事業費、目１保健事業費、補正額127万3,000円の減額につきましては、事

業費の精算と、説明欄記載の経費に不用額が生じましたので、それぞれ減額補正させていただいたものでございます。

16ページをお願いします。

款10諸支出金、目１償還金及還付加算金、補正額71万8,000円の減額につきましては、保険資格異動等に係る過年度分国保税過誤納金の還付金確定による減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第６号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　報告第７号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第10、報告第７号専決処分（平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　報告第７号専決処分（平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成24年３月31日に専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第１号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,003万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億8,431万9,000円とするものでございます。

４ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入。

款１後期高齢者医療保険料から款５の繰越金までの歳入合計補正額は減額の1,003万1,000円でございます。

５ページをお願いします。

歳出は、款２の後期高齢者医療広域連合納付金で、歳出合計補正額は歳入と同額の1,003万1,000円の減額で、財源内訳は全額一般財源の減でございます。

次に、６ページをお願いします。

２歳入で、款１後期高齢者医療保険料、目１後期高齢者医療保険料、補正額は減額の756万9,000円で、節区分１の現年度分特別徴収保険料298万5,000円の増、節区分２で現年度分普通徴収保険料1,007万円の減額につきましては、所得情報等に基づき広域連合において算定し賦課徴収しているものでございますが、平成23年度分は報告日の４月２日までに納められました保険料を広域連合へ納付することになっておりまして、昨年の台風災害等による減免措置等の影響などが主な減額の要因と見られております。節区分３滞納繰越分の補正額48万4,000円の減額につきましては、実績に基づき計上させていただいております。

次に、款３繰入金、目１一般会計繰入金、補正額は523万2,000円の減額で、節区分１事務費繰入金73万4,000円の減額は広域連合特別会計の事務費負担金の納付分確定に係る繰り入れで、節区分２の保険基盤安定繰入金202万円の減額は低所得者に対する保険料の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れておりました県負担金と町負担金が確定したことにより、それぞれ減額させていただいたものでございます。節区分４のその他一般会計繰入金247万8,000円の減額につきましては、広域連合への納付金の不足財源として前年度繰越金を充てたことによりまして、その他一般会計繰入金が不要となりまして減額させていただいたものでございます。

７ページをお願いします。

款５繰越金、目１繰越金、補正額277万円につきましては前年度繰越金でございます。

８ページをお願いします。

歳出でございます。

款２、後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,003万1,000円の減額につきましては、広域連合へ納付する保険料分の負担金が確定する、先ほども申し上げました報告日までに納付された保険料、広域連合事務費、一般会計からの保険基盤安定繰入金分及び療養給付費繰入金分の確定による減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第７号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　報告第８号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第11、報告第８号専決処分（平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　報告第８号について御説明申し上げます。

報告第８号専決処分（平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成24年３月31日、専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号）。

第１条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款１繰入金から款３繰越金まで、歳入合計で変更はありませんが、財源内訳の変更でございます。

歳出でございますが、補正はございません。

４ページをお願いします。

歳入でございます。

款１繰入金、目１一般会計繰入金、補正額190万1,000円の増につきましては、貸付金収入歳

入不足のため一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

款２諸収入、項１貸付金元利収入、目１住宅宅地資金元利収入、補正額180万2,000円の減につきましては、説明欄記載の現年度分貸付金元利収入189万円の減と滞納分８万8,000円の増を合わせた歳入不足に伴う減額をお願いするものでございます。

款３繰越金、節１繰越金、補正額９万9,000円の減につきましては、事業実績に伴い繰越金が発生しないため減額をお願いするものであります。

なお、歳出の補正はございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第８号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１２　報告第９号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第12、報告第９号専決処分（平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　報告第９号について御説明申し上げます。

報告第９号専決処分（平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成24年３月31日、専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,538万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,011万4,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款１介護保険料から款９諸収入まで、歳入合計で補正前の額16億6,550万1,000円、補正額減額の2,538万7,000円で計16億4,011万4,000円でございます。

４ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費から款２保険給付費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

７ページをお願いします。

歳入でございます。

款１介護保険料、目１第１号被保険者保険料、補正額減1,636万3,000円につきましては、節１現年度分特別徴収保険料の減950万6,000円、節２現年度分普通徴収保険料減517万8,000円、節３滞納繰越分167万9,000円減のトータル、実績見込みによる減となっております。この主な原因は、台風12号災害による減免が主な要因となっております。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金の877万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護・予防給付費負担金の実績見込みによるものでございます。

８ページをお願いします。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金、節１調整交付金384万1,000円の増につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため第１号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、交付額実績見込みによるものでございます。

款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金、補正額減額573万8,000円につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で事業精算により減額するものでございます。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金、減額の361万7,000円につきましては、国の負担金に連動した保険給付費の実績見込みによるものでございます。

９ページをお願いします。

款６財産収入、項１財産運用収入、目１利子及配当金、補正額８万5,000円につきましては、介護給付費準備基金利子分でございます。

款７繰入金、目１一般会計繰入金、補正額減額41万4,000円につきましては、節１介護給付費繰入金161万9,000円の減、これは介護予防給付費などの町の負担分12.5％分でございまして、給付費実績見込みによる減額でございます。節２その他一般会計繰入金、増額の120万5,000円は、職員給料、事務費などの町の負担分で事業の実績により増額をお願いするものでございます。

10ページをお願いします。

項２基金繰入金、目１介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、節２その他経費分、補正額

12万4,000円増につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金に係る周知等経費分の実績見込みによるもので、第４期事業をもって終了となります。

目２介護給付費準備基金繰入金、補正額、増額516万2,000円につきましては、給付実績見込みによる介護給付費準備基金を取り崩しするものでございます。

款９諸収入、目２雑入、補正額増31万円につきましては、介護予防支援計画収入の実績見込みによる増でございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節25積立金618万5,000円の減につきましては、介護給付費準備基金積立金の実績見込みによる減額でございます。

項３認定調査費、節７賃金、減額70万1,000円につきましては、介護訪問調査臨時職員賃金の実績見込みによるものでございます。節12役務費81万8,000円の減額につきましては主治医意見書作成手数料等の実績見込みによる減でございます。

12ページをお願いします。

款２保険給付費、項１保険給付費、目１居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、減額1,609万円につきましては、居宅介護サービス給付費の説明欄記載の給付実績見込みによる減額でございます。

目２施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金128万5,000円の増につきましては、説明欄記載の給付実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目３審査支払手数料、節13委託料42万7,000円の減につきましては、保険給付費審査委託の実績見込みによる減額でございます。

項２高額介護サービス費、目１高額居宅介護サービス費、節19負担金補助及交付金142万7,000円につきましては、高額居宅介護サービス費給付の実績見込みにより減額するものでございます。

目２高額施設介護サービス費、増額の３万7,000円についても給付実績見込みによるものでございます。

13ページをお願いします。

項３高額医療合算介護サービス費、節19負担金補助及交付金106万1,000円の減につきましても実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第９号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３　報告第１０号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第13、報告第10号専決処分（平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　報告第10号について御説明申し上げます。

報告第10号専決処分（平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成24年３月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第３号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,571万8,000円とするものでございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款１繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金、補正額185万7,000円の減額につきましては事業実績見込みによる減額でございます。

歳出でございます。

款２諸支出金、目１一般会計繰出金、節28繰出金、補正額53万7,000円の増額につきましては事業実績によるものでございます。

款３総務費、項１施設管理費、目１一般管理費、節11需用費から節19負担金補助及交付金まで239万4,000円の減につきましては実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１４　報告第１１号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第14、報告第11号専決処分（平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　報告第11号について御説明申し上げます。

報告第11号専決処分（平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成24年３月31日、専決処分をいたしています。

次のページ、１ページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第１号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297万2,000円とするものでございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款１分担金及負担金、項１負担金、目１総務費負担金、節１介護認定審査会共同設置費負担金、補正額減額７万4,000円につきましては、共同設置に係る太地町の分担金で事業費精算によるものでございます。

款２繰入金、目１一般会計繰入金、補正額12万6,000円の減額につきましては、事業費精算見込みによる那智勝浦町としての負担分でございます。なお、太地町との負担割合は均等割40％、人口割35％、財政割25％となっておりまして、本町の持ち分は65％でございます。

７ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１介護認定審査会費、節１報酬、補正額20万円の減につきましては、介護認定審査会委員報酬で実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第11号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１５　報告第１２号　専決処分（平成２３年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第４号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第15、報告第12号専決処分（平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第４号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　報告第12号専決処分（平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第４号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいてございます。

平成24年３月31日に専決処分をいたしております。

なお、今回の専決処分につきましては、通常病院事業分と新病院建設事業分に係るものがございますので、その概要と通常病院事業に係る補正予算につきましては病院が、新病院建設事業に係る補正予算につきましては新病院建設推進室から説明をさせていただきたいと存じ上げますので、御了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

１ページをお願いいたします。

平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第４号）。

第１条、平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第４号）は、次の定めによる。

第２条、予算第４条中「4,112万7,000円」を「3,588万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第１款資本的収入、既決予定額２億8,834万6,000円から補正予定額648万3,000円を減額し、計２億8,186万3,000円とするものです。

内訳につきましては、第１項企業債、既決予定額9,900万円から補正予定額20万円を減額し、計9,880万円とするものです。

第２項負担金、既決予定額3,194万6,000円から補正予定額608万3,000円を減額し、計2,586万3,000円とするものです。

第３項出資金、既決予定額9,900万円から補正予定額20万円を減額し、9,880万円とするものです。

支出につきましては、第１款資本的支出、既決予定額３億2,967万3,000円から補正予定額1,192万7,000円を減額し、計３億1,774万6,000円とするものです。

内訳でございますが、第１項建設改良費、既決予定額３億406万1,000円から補正予定額1,192万7,000円を減額し、計２億9,213万4,000円とするものです。

第３条、予算第５条に定めた企業債の限度額を9,900万円から9,880万円に改めるものです。新病院建設事業に係るものでございます。

２ページをお願いいたします。

実施計画です。

内容につきましては、前ページの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

３ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

資本的収入及び支出の収入でございますが、款１資本的収入、項１企業債、目１企業債、補正予定額20万円の減額は新病院に係るものでございます。

款１資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金、補正予定額608万3,000円の減額につきましては、建設改良事業費の確定、企業債に係る負担金の減額分でございます。

款１資本的収入、項３出資金、目１他会計出資金の補正予定額20万円の減額は、新病院建設

に係るものでございます。

４ページをお願いいたします。

支出でございますが、款１資本的支出、項１建設改良費、目１建設改良費、既決予定額１億473万5,000円から補正予定額1,150万9,000円を減額し9,322万6,000円とするものです。内訳でございますが、節１工事請負費1,000万円を減額するもので、その要因といたしまして、平成23年度は大規模な病院施設維持に係る補修工事がなかったことにより減額させていただくものでございます。節２備品費150万9,000円を減額するものです。その要因といたしまして、医療機器の整備についてはでき得る限り整備し使用してございますが、部品供給期間が過ぎているものに関しましては買いかえとなります。平成23年度はそういった機器について幸いなことに故障がなかったため減額するものでございます。

通常病院経営に係る補正につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君）　新病院建設事業関係について説明させていただきます。事務長の説明と重複することがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

１ページをお願いします。

第３条において新病院建設事業債の借入限度額を20万円減額するものです。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてですが、収入、款１資本的収入、項１企業債、目１企業債を20万円減額するものです。また出資金、一般会計からの出資金も20万円減額するものです。

４ページをお願いいたします。

支出についてですが、目２新病院建設費で41万8,000円の減額となっています。これは教育センター等解体撤去工事の精算によるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１６　報告第１３号　平成２３年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本隆夫君）　日程第16、報告第13号平成23年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　報告第13号平成23年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成23年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、23年度予算に計上している事業のうち、24年度に繰越明許をさせていただきました事業に係るもので、款項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載しております。

款２総務費の地籍調査事業から款10災害復旧費の公立学校施設災害復旧事業まで、合計金額22億1,567万7,000円。うち翌年度繰越額11億9,148万8,000円で、財源内訳は未収入特定財源のうち、国県支出金４億4,897万5,000円、地方債５億9,530万円及びその他2,250万円と一般財源１億2,471万3,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第13号についての報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１７　報告第１４号　平成２３年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（森本隆夫君）　日程第17、報告第14号平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　報告第14号平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

次のページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款１資本的支出、項１建設改良費、事業名、天満中村地区配水管本復旧事業、太田川取水場高低圧配電盤本復旧事業、予算計上額合計２億2,055万3,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。財源は企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金となっております。これにつきましては、昨年の災害本復旧に係るものでございます。

地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号についての報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１８　報告第１５号　平成２３年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について

○議長（森本隆夫君）　日程第18、報告第15号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君）　報告第15号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書。

款１資本的支出、項１建設改良費、予算計上額１億9,890万8,000円のうち3,304万3,000円を翌年度に繰り越すものです。財源は企業債、他会計出資金、損益勘定留保資金となっています。これはすべて新病院の基本計画及び基本実施設計業務に係るものです。

地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第15号についての報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１９　議案第３６号　和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（森本隆夫君）　日程第19、議案第36号和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第36号について御説明申し上げます。

〔議案第36号朗読〕

お手元に新旧対照表をつけさせていただいております。

次のページをお願いします。

この規約の改正につきましては、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年７月９日に施行することから、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わることに伴いまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約別表備考中の字句を削除するものでございます。

附則、施行期日としまして、この規約は平成24年７月９日から施行する。

この規約の変更につきましては、各市町村の６月議会で対応していただきまして、７月５日までに県知事へ届け出を行い、許可を受け、７月９日の住民基本台帳法改正の施行にあわせ、当変更規約も同日施行するものでございます。

経過措置としまして、この規約による改正後の別表の規定は平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金から適用するもので、平成25年度分までの負担金については従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２０　議案第３７号　那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例

日程第２１　議案第３８号　出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第20、議案第37号那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例及び日程第21、議案第38号出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第37号那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例と議案第38号出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、議案第37号那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例についてでございますが、次のページをお願いいたします。

那智勝浦町公告式条例（昭和30年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「大字下里2797番地の１」を「大字下里87番地４」に改める。

附則、この条例は平成24年９月１日から施行する。

なお、次に、資料として新旧対照表をつけさせていただいております。

次に、議案第38号をお願いいたします。

議案第38号出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

出張所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和33年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表、那智勝浦町役場下里出張所の項、位置の欄中「大字下里2797番地の１」を「大字下里87番地４」に改める。

附則、この条例は平成24年９月１日から施行する。

次のページに新旧対照表を資料としてつけさせていただいております。

議案第37号、議案第38号とも下里出張所の移転に伴い条例の告示のための掲示場と、下里出張所の位置を新下里出張所の住所、大字下里87番地４に改正させていただくものでございます。これによりまして、施行日の９月１日が土曜日なので実質９月３日月曜日から新出張所で業務を行うことになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　議案第37号及び議案第38号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２２　議案第３９号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第22、議案第39号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第39号について御説明申し上げます。

〔議案第39号朗読〕

２枚目をお願いします。

今回の改正は住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により外国人登録法が廃止となることから、関連する本条例の改正を行うものでございます。

お手元に新旧対照表をつけさせていただいております。

本文ですが、第２条第１項の改正につきましては、登録資格を規定しているもので、外国人登録法に基づく登録者を規定していた第１項第２号を削除して、１人１個に限り登録できる印鑑については第７条第１項に改正替えをしております。

また、登録の申請を規定した第３条第３項についても外国人登録法の関連から削除するものでございます。

第７条の改正につきましては、見出しを「登録の印鑑」に改めまして、第１項に登録できる印鑑の数を規定しております。

第２項につきましては外国人登録法の廃止によりまして改正前の第７条に規定しておりました関連する字句の改正、印影の大きさ等、規定内容を見直ししたものでございます。

第３項につきましては、第２項第１号及び第２号において印鑑登録に必要な氏名や通称の一部組み合わせなどによらないものは登録しないとしておりますが、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民は住民票の備考欄に記載された氏名の片仮名表記やその一部組み合わせの印鑑について登録できると規定するものでございます。

下寄りの第８条第２項、次の第11条第３号、次のページの、最後のページの第４号の改正につきましては、外国人登録法廃止に関連する字句の改正及び削除でございます。

附則、施行期日としまして、この条例は住民基本台帳法の一部改正施行にあわせ平成24年７月９日から施行するものでございます。

経過措置の２としまして、改正後の住民基本台帳に記載される外国人で改正前の印鑑登録を受けているものはこの条例の施行日において改正後も印鑑の登録を受けているものとみなすものでございます。

３は、施行日前に印鑑登録を受けている外国人で施行日に印鑑登録ができない者については、施行日に職権でその登録を抹消するもので、４は、同様の外国人で、施行日に印鑑登録を認めることができる者の登録事項に変更が生じた場合は施行日に職権で印鑑登録原票の修正を行うこととされております。

以上でございます。どうかよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時25分。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

14時03分　休憩

14時25分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２３　議案第４０号　那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第23、議案第40号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第40号について御説明申し上げます。

〔議案第40号朗読〕

関係資料として新旧対照表をつけさせていただいております。

議案の２枚目をお願いします。

今回の改正は、先ほどの印鑑登録に関した条例改正の趣旨同様、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行によりまして外国人登録法が廃止されることから、別表中に規定しておりました外国人登録法に関する証明の項を削除するものでございます。

附則、この条例につきましても改正する住民基本台帳法の施行に合わせ平成24年７月９日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２４　議案第４１号　那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第24、議案第41号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第41号について御説明申し上げます。

〔議案第41号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例。

第２条の表中「宇久井学童保育所しらぎく、那智勝浦町大字宇久井113番地（役場宇久井出張所内）」の下に「太田学童保育所おおたがわ、那智勝浦町大字南大居200番地（太田小学校内）」を追加し、学童保育所を新設いたしたく条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則、この条例は平成24年７月１日から施行するというものでございます。

資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。

この条例改正につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成に資するため、児童福祉法の規定に基づき平成15年３月に条例制定し、15年度に勝浦学童保育所くろしお、その後、平成18年４月には宇久井学童保育所しらぎくが設置されております。

今回太田地区にも学童保育所を設置していただきたいとの要望があり、昨年12月３日現在、保護者がとった太田小学校児童全体のアンケートでは42名のうち25名の保護者が学童保育所を希望しているとのことで、福祉課においても５月に１年から３年生の児童26人の保護者に対しアンケートをとった結果、21人が回答し、必要であると回答した方は11名で、どちらでもない方が９名、必要ないと答えた方は１名となっております。この結果を踏まえ、保護者の強い要望もあり、国、県の補助対象になる放課後児童健全育成事業実施に取り組みたく、太田学童保育所おおたがわの設置条例をお願いするものでございます。

保育時間等については勝浦、宇久井と同様でございます。場所については教育委員会並びに太田小学校長の理解のもと、教室の利用について了承をいただいております。

なお、平成22年度からの次世代育成支援行動計画では、地域における子育て支援を図ることを策定しており、少子化対策及び将来を担う子育て家庭を支援することを御理解いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２５　議案第４２号　那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第25、議案第42号那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といます。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　議案第42号那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

〔議案第42号朗読〕

これにも新旧対照表を資料としてつけさせていただいております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これにつきましては、表中、資料のほうを見ていただきますと、第３条第３号中の「バンガロー」を「コテージ」に、第４条第１項中「バンガロー」を「コテージ」に、「３カ月」を「６カ月」に改める。

そして、別表中、次のページにかかってまいりますが、「バンガロー」を「コテージ」に、資料のほうの次のページお願いいたします。「ログハウス１棟１泊7,350円」を「ログハウス１棟１泊8,400円」に改めるものであります。

これにつきまして、名称変更と申し込みの期日の前倒しと、それから料金の改定、３つそろえておりますが、この補助金、補助事業でここの整備を行ったわけですが、その当時にはコテージという表現がなく、バンガローという表現でありましたが、バンガローというのは今の中

では山小屋の、また水回りの施設、おふろ等の施設のない、単なる寝るだけの山小屋という意味に使われておりますので、このような名称変更をお願いするものであります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　それではお尋ねします。

今課長のほうからバンガローをコテージと名称変更にすることについての説明がありましたが、この料金を7,350円を8,400円にする、なぜするかという、その根拠は示されてなかったということと、それと、３カ月を６カ月にすることの合理性といいますか、理由をひとつ説明がなかったと思います。変更することについては、やっぱり説明が要ると思いますので、十分説明をしていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　申しわけございません。着席してから説明してないことに気づいておりました。

まず、料金の変更でございます。料金の変更につきましては、お客様のほうから要望がございまして、ここクーラー設備がついてなかったわけなんですが、ここに新たにクーラー、エアコンの設備を増設すると、新設するということで、その部分での値上げをお願いするものであります。

そして、３カ月から６カ月の期間、申込期間の前倒しにつきましては、やはり夏の繁忙期になりますと申し込みが早くから皆さん申し込んでこられる方が多いと、ただ、うちの規則では、条例では３カ月になっているので、かなり困ったことも起こっておるということで、じゃ３カ月を６カ月という形に変えさせていただきたいと、今指定管理のほうからの強い要望がございましたので、ここで条例の改正をお願いするものであります。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　このログハウス、バンガローかどっちかわかりませんけど、私も２度ほど利用したことあるんですよ、夏に。そしたらこのクーラーなんか要らないんですね、あそこは、夕方、夕方から朝にかけて。そういうとこへクーラーを設置する必要があるんかどうかね。

私はあのとき、５人か６人で一緒に寝たと思うんですわ。そういう大勢で寝ますと体温が一人一人が体熱を発散しますんで相当暑くなるとは思うんですけど、クーラーなんか要らなかったですね。本当にクーラー要るんですか、色川のあそこで、円満地で。そのことについてどうお考えか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　クーラー、必要性を感じる人間は個人差あろうと思います。私もあそこ泊まったことはありますが、クーラーなしのほうが、蒸し暑い時期だったので非常に蒸し暑く感じてクーラーのある奥のほうへ行った記憶もあります。都会からのお客様を呼ぶ場

合、やはりクーラーになれ切って、田舎のそういうアウトドアを楽しんでいただく施設ではありますが、窓をあけたような、網戸のままで寝るのは不安な方もおられるようであります。そういういろんなニーズにこたえるうちの一つとしてクーラーの設置を考えております。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　ことしは節電の夏ですんで、あえて今までクーラーなかったところをクーラーつけるということについても合点がいきにくいと思うんですけど、その点について節電の夏ですんで、その点についての行政の考え方をひとつお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　私ども観光のほうの考え方といたしましては、節電、特に昼間の不足する時間帯についてはそういう極力使用を避けるようにお願いすると。ふだんあそこを御利用の方は昼は外でいろいろ活動されますので、夜の使用になりますので不足する時間帯は外れておるのではないかと、そのように解釈しております。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２６　議案第４３号　平成２４年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第26、議案第43号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第43号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億8,546万6,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,224万9,000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から一番下の款21の町債まで、歳入の合計で、補正前の額90億678万3,000円、補正額３億8,546万6,000円、計93億9,224万9,000円となっております。

その下の３ページをお願いいたします。

歳出ですが、款１の議会費から、次のページの款10災害復旧費まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

６ページをお願いいたします。

第２表地方債補正です。

起債の目的欄、過疎対策事業でございますが、借入予定額の増により借入限度額を11億8,810万円に補正をお願いしております。

その下、７ページでございます。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

１総括として、このページに歳入、次の８ページに歳出を記載させていただいております。

次に、９ページをお願いいたします。

２歳入です。

款10地方交付税につきましては、補正額2,128万2,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

一番上の款15県支出金、項２県補助金、目１総務費補助金、補正額725万4,000円のうち、節３過疎集落再生活性化支援事業補助金625万4,000円につきましては、県が過疎対策事業の生活圏単位での活性化を支援する過疎集落再生活性化支援事業として色川地区に補助金をいただくものでございます。節４地域支え合い連携体制構築事業補助金100万円につきましては、上の過疎集落再生活性化支援事業を進めていく中で、県との話し合いの中でこちらの補助金も一部利用できるものがあるということでこの補助金を県のほうから出していただくものでございます。

同じく一番下の目６消防費補助金、補正額74万円につきましては、節７孤立集落対策事業費補助金として防災用備品購入事業、簡易無線機購入につきまして補助金をいただくものでございます。

その11ページの一番上、款18繰入金、項１基金繰入金、目４まちづくり応援基金繰入金、32万円につきましては、那智勝浦町まちづくり応援基金からの取り崩しでございます。

次に、款21町債、項１町債、目２民生費、節１過疎対策事業債３億4,690万円につきましては、説明欄記載の学童保育事業90万円と南紀園改築事業３億4,600万円を過疎対策事業債として計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務課の関係といたしましては、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費で563万6,000円の補正の減額をお願いしております。そのうち節２給料から節４共済費までは職員等の人件費で、４月１日付の人事異動による調整に伴う減額となっております。なお、款１議会費やこの後の各科目における人事異動に伴う人件費につきましては、説明を省略させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。次に、その下の節９旅費50万円につきましては、議会常任委員会に係る研修視察への随行旅費をお願いしております。

その下、目７企画費、節19負担金補助及交付金1,059万6,000円につきましては、説明欄記載の地域活性化対策事業補助金287万5,000円として補助金を計上しております。内訳としましては、大野区と坂足区の飲料水供給施設整備として101万3,000円、また中里区民会館と浜ノ宮会館改修事業補助金が186万2,000円となっております。次の過疎集落再生活性化支援事業費補助金772万1,000円につきましては、歳入でも少し御説明させていただきましたが、県が取り組んでおります過疎対策のソフトウエア事業といたしまして、地域の特性を生かした過疎対策事業ということで、色川地区再生活性化支援事業として色川地域振興推進委員会に補助するものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、２番目の目５災害対策費348万4,000円の補正をお願いしております。節12役務費53万4,000円と、その下の節15工事請負費92万5,000円につきましては、河川監視カメラシステムの回線設定費用及び回線使用料と停電工事用バックアップ電源装置、蓄光表示板設置費等の工事の追加費用をお願いするものでございます。次に、節16原材料費128万5,000円につきましては、粉白区初め４地区の区で避難路を整備していただくための原材料の費用を計上しております。節18備品購入費74万円につきましては、孤立集落支援対策事業として歳入をいただきまして、市野々区、井関区、八反田区に簡易無線機を配備するものでございます。

なお、最後の30ページ、31ページに今回の補正予算に係る給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係について御説明申し上げます。

９ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及手数料、項１使用料、目２民生使用料、節１保育所使用料、補正額90万円の増額につきましては、太田学童保育所設置に伴う保育料９カ月分を見込んでおります。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目２民生費補助金、節11放課後児童健全育成事業費補助金53万3,000円でございますが、太田学童保育に対する補助金でございます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目３老人福祉費、節19負担金補助及交付金、補正額３億4,603万1,000円につきましては、南紀園改築工事に伴う那智勝浦町の持ち分として老人福祉施設建設整備費分担金をお願いするものでございます。この分担額につきましては、３月議会で御可決いただきました規約改正によるもので、人口割４割、均等割２割、入園者割４割に基づくものでございます。内訳でございますが、資料をごらんください。設計額22億5,900万円に対し特養分が15億5,306万3,000円、養護分が７億593万7,000円となっております。補助金が特養、養護合わせて５億1,750万円でございます。残る17億4,150万円が６市町村と南紀園で分担するものでございまして、市町村持ち分につきましては、表中、合計割り当て額にあります11億4,871万9,000円で、うち那智勝浦町分が３億4,603万1,000円となり、持ち分全体の30.12％となっております。この負担につきましては過疎債適用により70％の交付税措置がございますので、措置後負担額につきましては１億380万9,000円となる予定でございます。なお、今後入札及び25年度の精算により金額の変更が生じることを御理解賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。

17ページをお願いします。

款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費、節４共済費、説明欄の２万7,000円と、節７賃金から節12役務費まで、補正額236万5,000円につきましては、太田学童保育所開設に伴う費用をお願いするものでございます。主なものといたしまして、節７賃金212万8,000円で２名の指導員に対するもので、平日、土曜日、長期休暇分として212日分を見込んでおります。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　それでは、９ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及負担金、項１分担金、目２農林水産業費分担金、補正額75万円。節区分４農業体質強化基盤整備促進事業分担金、これにつきましてはこの整備、農業体質強化基盤の補助事業で予定しておりました工法の検討で、こちらのやり方のほうが安く上がるということで、それに対する設計の地元受益者の分担金150万円のうち２分の１の75万円を受け入れるものであります。

続きまして次のページ、10ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、補正額593万7,000円。節区分５地域農業支援対策事業補助金451万8,000円をお願いするものであります。これは県の３分の１の補助を受けるものであります。事業費は説明欄記載のとおり1,355万4,000円の事業費になっております。節区分10農業者戸別所得補償制度推進事業補助金141万9,000円。これは戸別所得の事務をするに当たっての補助金であります。

目５商工費補助金、補正額85万円。節区分２観光施設整備補助金85万円、公衆トイレ改良事業、県がことしからトイレの改修に対する補助金、２分の１を限度とした補助金をいただくこ

とができるようになりましたので、これを申請していただくことになっております。

続きましては、歳出に移らさせていただきます。

21ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、目２農業総務費、これにつきましては人件費等でございます。

目３農業振興費、節区分４から12につきましては所得補償制度導入推進事業に係る臨時職員に係ってきます人件費等でございます。次、節区分13委託料150万円、南大居用水路機能保全計画策定業務委託。ここにつきましては、設計を新たにやり直すことによって事業費が500万円から1,000万円の間、安くなるんではないかということでそういう設計をお願いすることにしております。節区分19負担金補助及交付金903万5,000円、地域農業支援対策事業の補助金といたしまして、この災害に関する部分につきましては県が３分の１、町が３分の１の負担で補助するものであります。

次のページをお願いします。

目５那智駅交流センター管理費、補正額220万円。節区分13委託料、節区分15工事請負費、この２つにつきましては、那智駅交流センターの農産物販売所のところに全然ひさしと申しましょうか、それがございません。駐車場から見まして右半分と、それの周りでちょっと奥向いて出入り口、お客様の出入り口、また奥の方は農産物出店者の出入り口になってます。そこに雨よけのひさしを新たに鉄骨で、建物にはくっつけないで別にする予定にしております。

続きまして、項２林業費、目１の林業総務費につきましては人件費でございます。

次のページ、項３水産業費、これにつきましても人件費でございます。

款６商工費、項１商工費、目２商工振興費166万円、節区分19負担金補助及交付金、商工振興事業補助金として、いざかた通り商店街のアーケードのほうがかなり傷んでおります。それの一部補強とペンキの塗装の塗りかえをするということで２分の１の限度で町が補助するものであります。

次、めくっていただきます。24ページになります。

目１の観光総務費につきましても人件費でございます。

目２観光振興費、補正額1,100万円。節区分13委託料900万円、モニュメント作製委託。これにつきましては観光客がいろいろ減っておる中で新たな武器といたしまして観光誘客につながるようなということで、中村覚之助以来、サッカーがヤタガラスとの関係でうちの武器になり得ると、お客様に来ていただく一つのアイテムになりますので、そういう意味合いを込めまして、昨年なでしこジャパンがワールドカップで優勝いたしました。その功績をたたえるモニュメントを作製したいと、そういうことで計画させていただいております。設置場所については、大きさにもよるんですが、今のところ大門坂駐車場の一番上と言ったらいいんでしょうか、那智の滝に近い花壇のあたりを想定しております。下の15工事請負費200万円、公衆トイレ改良工事、これにつきましても県の補助金をいただきましてトイレの洋式化またウオッシュレット化、それが可能な補助金が出ましたので、それを活用させていただいていきます。場所

といたしましては、那智山の滝前、男便所１つございますが、それを洋式化、ウオッシュレット化、そして女子便所２つございまして、１つは洋式化になっておるんですが、両方とも洋式にしてウオッシュレット化をするという、そしてＪＲ勝浦駅、これも男子便所和式でございますが洋式化します。女子トイレも１つ洋式化でウオッシュレット化もあわせて行います。そしてバスターミナルの女子便所も行います。それで合わせまして男子２、女子４の便所の洋式化と、それから多目的トイレ、同時に障害者の方用のトイレ等が付随しておりますが、それの現在洋式なんですが、ウオッシュレット化を同時に行いたいということでございます。ですから、洋式にするのが５つと、洋式であるが、それにウオッシュレットをつけるというのが４つ、そのような計画でございます。

最後に、災害のほうがあるんですが、そちらのほうにつきましても人件費でございますので、割愛させていただきます。

観光産業課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　議会事務局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君）　それでは、議会費について御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

節９旅費、補正額160万3,000円のうち特別旅費159万円につきましては、23年度に実施を見送りました２つの常任委員会及び議会運営委員会の先進地視察研修に要する費用として議員延べ21名分、それと随行いたします事務局職員３名分の費用をお願いするものでございます。

議会費につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　お尋ねをします。

先ほど過疎集落再生活性化支援事業補助金ということで色川のほうで大野区、坂足、飲料水の工事をされるそうでございますけど、これはそのお金は区のほうへ、一たん入って、それで区のほうで運営するというような形になるんでしょうか。

それと、もう一つお聞きしたいのは、今ちょっとお聞きしたところによりますと、グループというんですか、組合とか何人か、２人とか３人かのグループで水を引くときは補助金が半額出るんだそうですけど、お一人だけやったら出ないということなんです。ただ、色川の場合は隣と一緒にやりたくても１軒だけが離れているためにほかの人と一緒にやれない、自分とこで引かんなんということ、そしたら、ホースから何もかも始まって、みんな個人負担で。何軒かでやる方だけは補助金が出るんやけど、お一人の方、ぽつんと離れた方だったら補助金が出ないという話がちょっとお聞きしてるんですけど、ここら辺はどういうふうになってるんか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　最初に少し確認させていただきたいんですけども、過疎集落再生活性化じゃなくって、地域活性化対策事業補助金の中の飲料対策ということでよろしいで

すか。

〔11番中岩和子君「はい、結構です」と呼ぶ〕

今回につきましては、大野区と坂足区の飲料水供給施設ということで、とりあえず各区で取りまとめていただきまして区長さんのほうから要望を出していただきまして、その中で必要と認められるものにつきまして一応事業費の４分の３を補助させていただいております。

確かに１人だけのところというのも、確かに色川ではあるとは思うんですけども、今のところ、実際に区で、区長さんとかに要望をお聞きして調整させていただければと思います。やっぱりコスト等もありますし、それが状況に応じて考えていくべきかなと思っております。

今のところ一応、なるだけ１人のところは御遠慮願っている経緯もございますが、災害等の関係もございますし、今後調整していきたいなとは思っております。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　調整してくださるということでございますけど、区長さんのほうは現状はよくおわかりやと思いますんで、ぜひそういうふうな御意見も聞いていただきたいと思います。

それで、１軒だけがあるんですけど、その隣に空き家があるという家があるんですよ。それ、空き家の場合だったら、たまに来たときには水を使うんですけど、そういうふうな空き家やったら、もうそこに住所がないさかあかんのかなあという御意見もあるんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。町内に現住所がなければ、家があっても水は引けないとか、そういうふうなことがあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　とりあえず、そのお話がありましたところにつきましては、担当者がまた区長さんなり本人のところと話をお聞きいたしまして、またこちらのほうで上司とも相談はさせていただきたいと思っております。

また、空き家につきましては、本来住んでおられないのでちょっと難しいところもあろうかと思いますけども、その辺につきましてはまあ、今のところそういう返事しかできません。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　もともとは、その家も２軒で引いてたんですけど、１人が引っ越してしもたもんで１軒になってしまったというところもあります。だからそういうとこもまた考慮して、よろしく検討していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　また事情等は必ずこちらのほうもお聞きして相談させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　２点、質問させていただきます。

24ページ、観光振興費の中の節13の委託料、モニュメント、900万円かけてモニュメントをつくるというんですけども、サッカーを観光振興に結びつけるっていうのは、発想としたら、

今時期にかなってるという、よいものだと思うんですけど、モニュメントをつくる。ただ、果たしてそのモニュメントでお客さんが呼べるのかなあという、ちょっと疑問があります。

具体的に場所ですとか、どういった形のものをどんな人に、どんな業者に頼んでどういうものをつくるっていうのが、いま一つ、先ほどの説明だとわかりにくかったんで、実際どういう効果をねらってるか、見込んでるのかっていうのをもう少し詳しく聞かせてもらわないと、にわかに賛成しにくい気もしますんで、もう少し詳しい説明をお願いします。

それと、26ページの災害対策費の節16の原材料費128万5,000円。先ほどの説明ですと、粉白区ほか４地区で避難するための道路をつくるための材料費ということですけど、これは各地区から要望に上がってきたものの補助率というんですかね、何%、何割を補助するだとか、天端幾らとか、そういうルールを決めて補助額を決めているのか、役場のほうからもうこんだけだというふうに一方的に金額を決めてるのか、どういうルールでもってこの額を決めているのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　モニュメントの御質問の件でございます。

これにつきまして、果たしてそれで誘客ができるのかという御質問もございましたが、それ単独で誘客等々はかなり難しいものがあろうかと思います。ただ、サッカー、私どもの町、三山、特にヤタガラスの関係でサッカー協会等とおつき合いをさせていただいておる中でも、私どもの町が中村覚之助の出身地という部分がございます。そういうことからして、やっぱり本宮さんよりも新宮さんよりも、うちがサッカーに特化した何か形で観光誘客のアイテムをつくっていく、それが一つではないかというふうな判断でございます。

そして、サッカーに関係のない人が来て喜ぶもの、そしてまた、現在ワールドカップの予選を行っております。また７月の末からオリンピックも始まります。男女とも出場しておりますので、この日本代表という胸にはヤタガラスがエンブレムとしてついておりますので、そのサポーターを何とか私どもの熊野三山、特に自分たちの町に来ていただきたいんですけども、その日本代表のたびに私どもの町に来ていただけるようなきっかけづくり。今回なでしこがワールドカップで優勝したということで、こういうモニュメント、どういう形になるか、これはもうアイデア勝負の部分がございますので、どこの業者がやるとか、まだ全然決めておりませんけども、いい、目を引く立派なものを安くつくれるところ、そういうことでいいものをつくっていきたいと思っております。サポーターの方に来ていただいて楽しんでいただくと。

今後の、これをつくって終わりではなく、今後、例えば今活躍されております釜本さんとか、メキシコのオリンピックで活躍した人たち、すべて御存命かどうか、まだ調べておりませんけども、そういう方たちの、男子のほうもですね、代表キャップ、まあ幾つか以上とってる方の足形をですね、できることなら那智山商店街の個人の土地へ一軒一軒していただいて、お客さんがそこを歩きながら足を合わせたり、表参道をつい歩くだけではなく、サッカーが好きな方たちにとっては何かおもしろい、世界遺産の中でありますが、それに抵触しないような形でそういうお客さんを喜ばす仕掛けづくりを将来的に考えていきたい、そのように思っており

ます。

これモニュメント一つで終わりじゃなくて、サッカーに類することを毎年少しずつでもやって、三山の中でも那智がサッカーに特化した誘客づくりを努めていきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　避難路の整備、原材料費の提供のことについて御説明させていただきます。

今現在の防災の状況からいたしまして、避難路の整備というのは本当に緊急な大事な仕事と考えております。その中で、区のほうでとりあえず自分たちでできるからというものにつきまして、手すりとか、避難路に必要な原材料ということで一応見積もりを防災係のほうへ提出、区長さんのほうから提出していただいております。それを見まして、こちらのほうで必要と思われるものについて精査いたしまして、いけるものから予算をつけさせていただいております。

自分たちでやられるものでございますので、それほど高価な額にはならないものが多い、今まで多いので、必要に応じて予算措置させていただいております。

今後まだまだ避難路整備する必要もございますし、また要望も上がってきております。予算見積もりとか提出していただいたりしたものから順次、なるだけ避難路については優先的に予算措置させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　モニュメントについてですが、課長の説明でモニュメントだけではないという説明で、ある部分はわかったんですけども、できたら物、物も大事ですけど、実際に人も呼ぶと、選手も来ていただく。さっき課長からは釜本さんだとか、往年のそういう名選手の名前が上がりましたけど、やはり若いサポーターを呼ぶんだったら、澤選手とか川澄選手とか、そういう若い、ああいう今の、まあ大変多忙なんで来ていただけるかどうか、交渉も大変だと思いますけども、そういう方を呼ぶ、そんなものに本当は、そういう方に観光大使になってもらうとか、物ではなくて、本当はそういうもののほうがいいんじゃないかなという気もいたしますんで、そういう人も、選手も、現役の若い女子のサッカーの選手も呼べるようなこともあわせて努力していただければ、モニュメントとも相乗効果が出るのかなあと思います。

そして、避難路の整備についてなんですけども、新宮市なんかはかなりきちっとしたルールをつくって補助金を出すということにしてます。それでかなり大きな額で上がってくる場合もありますんで、ただ、小さな額だと、余り小さな工事しかできませんので、もっと大規模に工事をやりたい地区もあるかもしれないんで、そんなときには天端だとか補助率を決めた、そういうルールをきちっとつくったほうが要望もしやすいんでないかなあと気もしましたんで、また検討をお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　サッカー選手の現役選手、おっしゃられるとおり非常に現役中でプレー中でございますので、非常に難しい部分はございますが、全然接触していないわけではございませんので、いろいろ現役選手にもお願い、またトップ周りの方にもお願いして、私どもの町へ訪問していただくようなことは努力しております。

今後とも努力していろんな方に観光のサポートをしていただけるような、また議員各位にもそのサポーターとして御助力をお願いしたいと思います。私どもだけでは行き届かないとこもあると思います。ＯＢになると時間がちょっと出てまいりますので、講演会等含めてこちらのほうに来ていただけるようなこともあろうかと思います。そういう方もちょっと接触をしつつ、一つの、うちがサッカー文化を、日本代表はうちだという取り込みたいという意気込みでこれから進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議員さんおっしゃられましたように、もし高額なもの等出てくるようであれば、またその補助上限等につきましては考えさせていただきますが、今のところ、なるだけ積極的に避難路を整備したいということもございまして、今要望に上がってきているところを見ますと、なるだけ原材料費でそのまま補助を、もちろん現場等を見て必要と思われるところにつきましてでございますけども、提供させていただきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　私もこの避難路について、避難路の今総務課長のほうからるる説明あったわけですが、考え方も含めてですね。

この避難路の整備については、一義的には、やはり行政がやらんとね、個人とか団体がやる分については、それはたかが知れてますよ、そら。それはなかなか、あんたらが人力でもってやれと、その材料費についてはうちが出しますよと、そういうことであれば、過疎やとか老人の多いところなんかはできませんよ、そら、やりたくても。やはり避難場所の整備、あるいは避難路の整備については一義的に行政がやると。

しかしながら、つい10人とか15人とか、その小さな避難場所があるわけですね、ちょっとしたところが。そういうとこについては皆さんでやってもらえたらありがたいという、そういう姿勢だったらいいですけど、今聞いてみると、大規模なとこも含めてというようなニュアンスにとれるんですね。

避難路の整備は地域住民が一義的にやるというような考え方では、それは大変ですよ、地域は。やはりやるのは行政がやるんだと、町がやるんだということにしてもらわんと、なかなか町民の命は守れませんよ。その点についてどう思われますか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　先ほどの御質問に関して説明させていただきます。

受け取られましたニュアンスがちょっと違うほうへ行ってしまっていたら申しわけございません。答弁が不足やったと思っております。

もちろん一義的には本来行政がすべきものと解釈しております。ただ、今災害復旧の関係で

土木業者等もほとんど手が行っております。そういう関係で、とりあえず小さいところで自分たちでできるよというところについて区長さんのほうでまとめていただいてやっていただくので、原材料費を提供しております。

今後、もちろん必要に応じて大規模なもので避難路整備する必要が、もちろんあるところもわかっておりますけども、まだこれからも出てくると思います。それらにつきましては、着手順位はもちろんこちらのほうで検討させていただきますけども、積極的に、なるだけ早く工事をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　24ページのモニュメントの関係、お尋ねいたします。

委託料で900万円、モニュメント作製委託となっているんですが、これは作製委託には設計から工事まで含むのかどうか、ちょっとその点、確認したいと思います。

そして、900万円なんですけども、全額一般財源で対応しておりますけども、現在、昨年の災害が、大きな災害がありまして、それでことしは町長も復興元年だということで災害復旧に力を入れる年、こういう、ただ観光客誘致と、減ってはおりますけども、ただ、はっきりしない、そういう目的のためにこのモニュメントを作製し、そういうことで費用を900万円も町税を使う必要があるのか、ちょっとその点を確認したいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　この900万円の委託でございます。

当初、設計はもちろん、デザインからすべて工事まで考えておりましたが、一応仮に見積もり等々をいただいた場合は、とても900万円じゃできないような見積もり等々もございます。いいもの、大きなものという形になれば、そういう可能性もなきにしもあらずですが、私ども、この設置まで――工事ですね――を当初考えておりました。

ただ、これでまた不足してくる場合、サッカー協会等々の御指導を仰ぎながら、サッカーに関する協賛企業を探したり、補助金等々の、補助金もちょっと視野に入れて今、少しでもいいものができるようにならないかと模索しておるところでございます。まあ900万円で設置工事まで含むということで、余り小さなものにならないように協賛企業を探したり、補助金を探したりしていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　そのモニュメントなんですけども、これまでにモニュメント、もうかれこれ約20年超えるかと思うんですけども、県の古道ピアだったですかね、その年に県のほうの補助で2,000万円ついて、そして浦神の入り口のあるところにヤタガラスをモチーフにしたモニュメント、建っておりますね、あれはその当時約2,000万円の費用で建てたわけなんですけども、あれの場合でも、県のそういうイベントに記念して県からの補助で、まあ町費は全然出さなかったと思うんですけども、そういうモニュメントも既に建っておると、そして那智駅には

浜ノ宮のほうの有志の方で中村覚之助のサッカーボールをかたどった碑ですね、記念碑も建っておる。那智大社にはヤタガラスの、灯籠の上に乗ったヤタガラスの碑もあるというような中で、こういう、やはりモニュメントがどうしても必要なのかね、そういう、この災害に力を入れなければならないときに町費900万円も使って、またこれからひょっとしたらまだ要るかもしれないと、そういうようなことで、この費用がどうしても必要なのかというのがちょっと疑問に思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　モニュメントが絶対必要かという部分でございます。

絶対というたら絶対という言葉は使えないと思います。ただ、今この落ち込み、経済が冷え込んで、観光を中心とする経済が冷え込んでいる中で、一つの個人客をターゲット、サポーターを特にターゲットにした一つの施策、今後それを展開、また一つのモニュメントじゃなくて、来年、再来年も、先ほど言いました、もしできれば男子選手等も継続して足形等をつくっていくことによりまして那智のイメージ、またサッカーが那智ということを広報を勝手にしてくれるようになれば、この投資は決して高い投資ではないと、そのように判断して、今回このような提案をさせていただいております。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　これも当初予算ではなしに、この６月補正で出すというような形で提案されているわけなんですけども、なぜどうしても必要だったら当初からこういう計画を出さなかったかということもちょっと疑問なんですけども、やはり災害にまだこれから１年も２年も３年も力を入れなければならない中で、こういう費用がどうしても必要なのか。もう少し検討する期間、まあこの予算自体の仕様ですね、検討する期間はないのかどうか、その点、町長、お考えはどうでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

よそでは漫画家のゲゲゲの鬼太郎とか、そういうようなとこでやっております。我々のところにはそういうところがございませんけれども、唯一サッカーにちなんだことがヤタガラスの関係で中村覚之助さんの出身地でもありますし、そういうところで、今サッカーがブームになってると、そういう中ではアイテムをそういうふうにしていろいろそろえていけば、那智山のヤタガラスがサッカー協会のシンボルであるということが浸透して、サポーターたちが一度はこの那智山へ訪れるというような形を今から徐々につくっていくほうが、ロンドンオリンピックもありますし、いろいろな面で、なでしこが活躍していくことがそういうことにつながっていくんじゃなかろうかと。

ただ、今すぐというていうよりも後々ということを言われますけど、今サッカー自体、なでしこ自体が今そういう中で日本でもブームになっておると、そういう中の話題性も勝浦として提供していければなあと、そのように考えております。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　何点かお聞きしたいと思うんですが、まず最初に、歳入の県支出金のことでちょっと教えていただきたい。

一番下の消防費補助金で孤立集落対策の補助金なんですけど、これ多分無線機を買われたとかというんですけど、孤立対策で補助率と、これ多分100％かなと思うんですけど、それと今自主防とか言われている津波の浸水地域、これは孤立集落という基準がちょっとわかりにくいんですけど、浸水地域の中のところもこういう無線を申請したらこういう補助金がおりてくるんかというのが、まず１つ目と、13ページの企画費の中の過疎集落再生活性化ですか、説明の中の、これ県費補助で625万4,000円で、実質は770万円ほど、町から146万円出てるんで、どのようなことをやられてるんか、どういう内容なんか、もう少し詳しく教えていただきたいのと、21ページ、農業総務費ですか、一般財源から476万9,000円、これ農林水産の農業のほうの職員の担当が１人ふえたんかというのが１つと、次のページで22ページの那智駅交流センターの管理費、これ先ほど何か、差し出しみたいなことを聞いたんですけど、これは工事請負費200万円、そんなに大きくない工事やと思うんですけど、設計監理委託がこれ必要なんか、この大きさとか建物の広さとかという、そういう基準があるんか教えていただきたいのと、以上、済いませんが、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　総務課の関係についてお答えさせていただきます。

まず、10ページの県補助金、６消防費補助金の孤立集落対策事業費補助金74万円につきまして防災用備品として簡易無線機を購入する予定でございます。補助金につきましては、こういうものの対象ということで一応100％でございます。また、今後浸水域等に関しても使えるのかという御質問でございますが、県の補助金なので今後どうなるか、ちょっとはっきりわかりません。といいますのも、この間の南海トラフの地震の津波の関係でかなりこういう必要性も全県下といいますか、全国的に多くなってきますでしょうし、予算の関係もございますので、少しちょっとここで回答はできる状態でございませんので。

それから、企画費の過疎対策事業の関係、色川地区再生活性化事業の内訳でございますけども、これは県の３カ年事業になっておりまして、県のほうは一応1,000万円ぐらいを限度として補助金をつけてもいいよということでございます。それにちょっと100万円、他の補助金を引っ張ってきておりますので、色川につきましてはほかの補助金と合わせれば1,100万円ということになります。町のほうは今回１年目で46万7,000円ほど補助金をつけさせていただいております。それにつきましては、捕獲おりとか獣害の防止さくの関係で事業費の３分の１を、今まで町で３分の１、観光産業課のほうで補助を出しておりましたが、それと合わさせていただきまして３分の１の補助金を出させていただいております。県のほうはそれに給水施設の分も入れてカウントしておりますが、給水施設のほうは町としては４分の３、今までと同じように補助金を出しております。

県が過疎対策事業として新しく考えた事業でございまして、現場に行って実際に県の職員も、それから過疎対策課の職員でございますけども、それから振興局の職員及び町の企画係の

職員も一緒になって地元で考えて、実際に３者で６回ほど、ことしの４月までに６回ほど寄り合い会みたいなものをもちまして話し合いをしまして、その結果、事業をつくっております。この間、知事も記者会見でこの事業について話していただいておりましたが、新しい試みということでうまくいっていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　御質問の部分でございます。

総務課長が総務課の分と言ったんで、人件費は言ってくれると思ったら言ってくれなかったんで、この農業に関しましては技術屋、県から２名、それから建設課から１名、この４月にいただいて、農業の人員はふえております。そしてまた、事務のほうも旧来観光におった職員も１名回しまして農業のほうに充てておりますのでふえてはおるんですが、この給料がどこから出てるというのはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。多分その人件費、ふえた分を補正させていただいたものだと思います。

そしてまた、これも先ほど農産物のほうになりますが、これも建設的にそういう設計監理が要るのかという御質問等があったと思います。それにつきましても、ちょっと頼りない表現になるんですが、要るのか要らないのかは考えずに、現在私どもの役所のほうの建築の関係も非常に多忙でこちらの相談にも乗っていただけないというような状況でございますので、私どもで設計屋さんに依頼して大体見積もっていただいたということで、要らないという判断はしておりませんでした。ただ、鉄骨でやって、風が受ける部分になりますので、鉄骨で強いものをしていきたいと、そのようなことでこの計画をさせていただいております。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　22ページの差し出しの件なんですけど、これ工事請負者もある程度の図面がかけるんではないんですかね、このくらいのもんやったら。その広さの基準とかあると思うんですけど、多分設計監理委託は、基準も僕もちょっとわからんのですけど、もしそれでいけるんやったら、この20万円は要らんのちゃうかなあと思うんで、その辺ちょっと一回調べて、また教えてください。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　また調査させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

９番田中君。

○９番（田中　植君）　24ページのモニュメントの件ですけど、これまあ後出しみたいになって非常に申しわけないんですけど、私もこれについてちょっとお尋ねしよう思うて印はしてあったんです。この900万円という予算は多額な予算ですわね。それでこれはどうかなあというふうに思いつつ３番と５番議員の質疑を聞いておったら、どうも納得のいけるような答弁やないなあというふうに考えた中で、こういう多額の予算を計上していただくときは、例えば数字は900万円でも構わんと思います。だけど、これについて何千万円の効果があるんやというふう

な、ある程度裏づけみたいなもんを我々議員は期待すると思うんです。これは町民の皆さんもそういうことだと思うんですね。

それからもう一点、気になるのは、先ほど釜本が足形どうのこうのというようなことを言うてましたけど、この釜本選手というのは確かに昔はサッカーでは優秀で有名な選手やったというふうに思うんですが、この間、サンデープロジェクトというテレビ番組に出てきて、実は私はサッカーより野球のほうが得意なんやというふうなことも言うてましたんで、だからそういう古い方のことばっかしやなしに、５番議員も言うておったと思うんですけど、やはり現在活躍しておられる、そういう皆さんをターゲットにした誘客ということも考えていかなければ、余り古いもんにこだわってすると、評価がですね、観光客の評価、また来てくれる方の評価が非常に落ちるんやないかというふうに思いますんで、もっと思い切って900万円予算かけたけど、何千万円か何とか捻出してみせるというふうな思い切った、そういう答弁を期待したいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　議員御質問の最初、非常な命題でございました。幾らの投資で幾らの効果ということは、ちょっと私どもの末端の公務員では難しいとこもあろうかと思います。

ただ、今回のこのモニュメントにつきましては、昨年のなでしこの偉業、ワールドカップの優勝と、サッカーの中ではワールドカップという大会のウエートを考えまして、それを全国的にまだどこもやっていないと。調べますと、出身地、選手の出身地は個々にその選手の足形等をつくっておるようであります。ただ、チームと、なでしこジャパンと、チームとしてのそういうことはどこもしていないので、昨年のワールドカップの唯一無二の何かに、形に、モニュメントになるんだと思っております。

こちらに来ていただく方は、先ほど、例えばで釜本選手、釜本さんを出させていただきましたが、現役でも当町出身で大阪のほうで事業を成功されて、焼き肉屋として成功されておられる方もサッカーのスポンサーになっておられまして、その方にも声をかけたら選手が、現役ですが、都合つけばまたサッカー教室なり何なり来てあげるよと、そういうお声もいただいております。女子選手のほうにも議員各位がお骨折りいただいております方も平日であれば行ける可能性があるというようないい返事もいただいております。そのような、いろいろ今の選手、そしてまた先ほど言いました釜本選手、例えさせていただいたのは、今だけではなく、サッカーの歴史を感じるような、そういう私どものしつらえと申しましょうか、歴史も加味して、今の人ももちろんしていく、そのような、人間は現役で、そういう功績については過去の人も、それを含めた形のいろいろな、男子選手については考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　先ほど来、質問が続いておりますモニュメントの関係で、まずお尋ねい

たします。

課長の御説明で、なでしこジャパンの優勝をたたえるモニュメントという御説明がありました。発想としては非常におもしろいものだと思います。で、その御説明の中に大門坂の駐車場を一つの案として、上の方にというような具体的なお話もあったかと思いますが、例えばモニュメントをするかどうかは別として、なでしこジャパンの優勝をたたえる何か事業を考えた場合に、せっかく中村覚之助さんのゆかりの地でもある浜ノ宮に道の駅がございますがね、道の駅にそのなでしこジャパンの関連するコーナーができておりますので、そちらを充実させるという、あるいは覚之助さんの、もう既にモニュメントが先ほど３番議員のお話にもありましたようにございますので、それと一つのセットというようなイメージでコラボをすると、道の駅の周辺で、浜ノ宮の地にそういったものを何か、優勝をたたえるような事業を考えるということはなかったのかどうかという点と、あわせて、宮司を初めとする関係者の皆さん、サッカー協会の関係も含めて、コンセンサスがどのようになっているかというところも確認したいと思います。

その下の工事請負費、公衆トイレの改良工事につきまして、洋式化、ウオッシュレット化、それから多機能型というようなお話もございました。非常にいい取り組みだと思いますが、この多機能型トイレの設置場所の候補として考えられているところはどこか、念のため確認させてください。

26ページの災害対策費の、こちらも御質問がございましたが、避難路整備の材料費、原材料費ですね、予定されてるのは４地区とございました。４地区の名前を教えていただければと思います。

その下の備品購入費の対象地区となっている３カ所の名前がございましたが、その対象地区となった選び方について、念のため確認をさせてください。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　モニュメントについてであります。

モニュメントも候補地として私ども先ほど議員おっしゃられました道の駅付近、また大門坂駐車場、大門坂を登り切った那智大社の土地、それから表参道の途中にあるトイレの横、町有地を中心にいろいろ検討させていただいております。

ただ、候補地として大門坂駐車場にさせていただきましたが、まだどこにという確定はさせておりません。また、より皆様の目につくいいところであれば検討していきたいとは思っております。

以前、宮司さんにこういうなでしこが、お参りに来てくれたなでしこが優勝したことをたたえるのに足形をしたいよと、那智大社の宮司さんにお話ししたら、那智大社のヤタガラス、あの周りにしたらどうなというふうな、本気かどうかちょっとわかりませんけども、そういうことで、那智大社にそのようなコンセンサスと申しましょうか、ヤタガラスをいろいろしたようなこともやらせてくれというふうには話はさせていただいております。ただ、その宮司さんの話も、境内地へ町が物をつくるのはちょっとまずいかなということで考えてはおりませんけど

も、そういうこともしております。

サッカー協会のほうも、なでしこジャパンの名前の使用、それからまたワールドカップで皆選手全員が写ってるような写真、そういうのは肖像権等々あると思いますので、１月に町長と知事とサッカー協会訪問したときに、そこのところのこういうなでしこをたたえるこういうモニュメントを計画したいんですが、サッカー協会、こういうことに協力していただけますかということをお願いしましたところ、形、どういうもの、案を持ってきてくれと、それでサッカー協会の会議に諮らなければならないものなら諮る。もし諮らなくてもいいものであればゴーサインを出すというふうなお話をいただいております。

ですから、私どもがこういうものをしたいという、早くたたき台をつくって協会へ持っていきたいと、そのように思っております。

そして、トイレの件ですが、ちょっと議員、一つ勘違いされておりまして、多目的トイレと申しましたのは、今既にある障害者用のトイレのことでございます。そのトイレは洋式化されておるんですが、ウオッシュレット化をしていきたいと。現在、先ほど言いました那智の滝前と勝浦駅バスターミナル、ここには障害者用のトイレ、多目的トイレというのがございますので、そこのウオッシュレット化ということで、新たにどこかにつくるというものではございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　総務課の関係について御説明させていただきます。

避難路の関係でございます。

４地区と申しました。今回は粉白区、高芝区、市屋区、浜ノ宮区のほうから出てきましたものについて原材料費を提供させていただきます。

それから、備品購入費の防災用備品の簡易無線機の基準でございます。

現在でも38台ほど一応整備はしております。もちろん町とか消防とか全部含めましてですけども、その中で今回は特に前回の台風12号のときに、やはり情報が途絶したというのが一番最初に影響がありました。やはり情報がなくなりますと手だての打ちようがございません。そういうことを反省いたしまして、今回は特に那智谷地区に配備をさせていただくものでございます。

以上でございます。

〔６番湊谷幸三君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君）　湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　この24ページのモニュメントの作製委託についてですね、その場所について、最初の説明と今説明したことと違うんですね。まだ特定されてないような説明なんですね。そこのところを、その前に３番議員もあそこはどうかという質問もありましたね。今の山縣議員の質問では那智駅交流センターでも構わんのやと、どっちでもええんやと、その後これから検討していくんやという、そういうふうに私受け取ったんですけど、そういう説明はない

と思うんですよ、予算の質疑の中でですね。ここの辺をひとつ整理していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　今議事進行ありましたような、ちょっと答弁整理をしていただけませんか。

〔６番湊谷幸三君「いや、議長にお願いしやるからの、休憩してきちっとしてもらいたいんやよ」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君）　休憩します。再開16時15分。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

16時00分　休憩

16時15分　再開

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

先ほど来の観光産業課長の答弁をきちっと整理をしてもう一度、再度答弁をいただきたいと、説明を詳しくやれと、こういうふうに求めますので、観光産業課長瀧本君、るるお願いします。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　貴重な時間を費やしましてまことに申しわけございません。

先ほど来、私の答弁の中でいろいろ誤解を招くような発言があったということでございます。再度議長の許可を得ましてこの900万円についての御説明を時間いただけますので、よろしくお願いいたします。

この900万円のモニュメント作製事業につきましては、なでしこジャパンの昨年度のワールドカップ優勝をたたえる意味を込めて、日本でたった一つのものをつくりたい。それに関しましては、モニュメントという表現をさせていただいておりますが、選手21人の足形を必ず使って、その上になでしこらしい、また熊野らしい、まあヤタガラスになるかもわかりませんが、この形については入札等、まだ業者等も決めておりません。ですから、先ほど山縣議員のときにもどこでもええと言ったつもりではなく、現在あそこで、大門坂駐車場で私ども計画させていただいております。

それ以前には那智、それから大門坂上がったところ、それから那智表参道のトイレの横とか、町有地を中心にいろいろ検討させていただいておりました。しかし今はあそこで計画を進めさせていただいておりますが、その形が決まっていないということで、横に平べったい長いような21人分のモニュメントのようなのが出てきたりすると、また場所を変えなくてはいけないと、そういうこともございまして、場所の特定を大門坂の駐車場の上というふうに断言はしてはおりませんでした。そのことが皆様にちょっと誤解を招いたようであります。

ですから、ここで再度説明させていただきますのは、なでしこ21人の足形をあしらった、どういう形になるかわかりませんが、そういうモニュメントを現在第１候補地として大門坂駐車場で計画させていただいておると。

行く行く、ことしではなく、将来的には同じように足形を男子の選手にも表参道の商店街の

個人の土地を借りれるものであれば、そのようなところにも設置しつつ、サッカーに特化した商品開発と、そういう形で進みたいということで進めております。

ですから、私どもはどこでも、あっちでもこっちでもつくるという意味合いでは決してございません。物によっては、場所が特定されるかわかりませんので、そういう部分も、意味を残しての、まだ特定できていなかったという発言でございますので、どうぞ御理解、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　御説明いただきまして、21人のなでしこの当時の選手の足形というお話でございます。

冒頭申し上げましたとおり、発想としては非常におもしろいと思います。ましてや中村覚之助さん、そしてヤタガラスという御縁がもともとある地でございますので、その点、もっともっと情報発信をすることによって地域の活性化につなげていくというメッセージに取り組んでいくということは非常に大事なことだと思います。

ただ、その中でサッカーのサポーターや、あるいは子供たちにとって、眼をきらきら輝かせて、ぜひあそこに行ってみたいねと思うようなものが、ベストなものがモニュメントなのかどうかというところは、さらに検討をしていく必要があるのではないかなと思われます。

さらには、設置する場所につきましては、大門坂駐車場や那智山のかいわいというと、まだまだ当面は災害の復旧工事が周辺でなされております。痛々しいつめ跡も残っている状況でもありますので、観光客の皆さんにもお越しいただけるというところであれば、なおさら道の駅周辺、あるいは道の駅の中に、館内に、なでしこジャパンあるいは中村覚之助さんやヤタガラスとの御縁を積極的にアピールするようなコーナーを充実させるということも一つの検討、選択肢として御検討いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　このモニュメントでなければならないのかという部分の御質問もございましたが、一つの、ほかがやっていないことでうちが情報発信できる素材としては活用できるかなと思っております。

そして、そのモニュメントも、先ほど言いました足形、私どもの希望といたしましては、選手21人分の足形、子供が乗っておりれる高さぐらいに設置できれば、危なくなく上ったりおりたりできれば、来た子供たち、サッカーを愛する子供たちであれば足を合わせたり、そういうモニュメントにしたいと。それはあくまでもどういう作品というか、アイデアが出てくるかわかりませんが、こちらの希望としてはそういうことも当然、子供が乗りおりできるような高さでの足形の設置ということも、ある程度注文したいというふうに思っております。

道の駅にということでございます。先ほど申しましたように、あそこも検討いたしましたが、町有地というのがほとんどございません。ＪＲの土地、国交省の土地というところでございます。山口さんの石碑と中村覚之助さんが並んで建っておりますが、あそこもＪＲの土地ということであります。ＪＲの土地を借りにいくという手もありますし、国交省のほうを借りに

いくということもありますが、なかなか国交省のほうに行くと駐車スペースの関係で許可を出してもらえるのかという心配もあります。そういうことも検討いたしまして、町有地の中では大門坂ということで、今その結果で動かさせていただいております。

そして、交流センターの中の中村覚之助の部分でございますが、あれは覚之助のコーナー、あそこ、あんだけとっていただいて、もうちょっと僕らも覚之助のコーナーは広く欲しかったというのは事実でございますが、なでしこがこういう活躍をして、なでしこの展示したら覚之助がちょっと狭くなってしまっているのも事実であります。また、いい補助金があればそういうことも今後検討はしてまいりたいとは思っております。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　このモニュメントというところで、もう一つ正直言って、まだ鮮明なイメージがわいてこないんです。足形をつくることによってサッカーの愛好家あるいは子供たちにも喜ばれると、それは確かに一理あると思います。おもしろいと思います。

やはりどういったものが、なでしこジャパンを、優勝したことをたたえる象徴として、モニュメントというたら象徴だと思いますので、それが、モニュメントがベストなのかどうかというところは、まだまだ検討する余地があるのではないかなと思われます。

例えば、サッカー協会が取り扱ってらっしゃるグッズの販売をするような建物を、ミュージアム的なものをつくることによって、なでしこジャパンの優勝をたたえるというような方法も一つの選択肢としてはあるかもしれませんし、思いつきではありますが、とにかくなでしこジャパンの優勝をたたえるという一つのコンセプトを前面に掲げる選択肢として、もう少し模索する時間、あるいはコンセンサスを得るような時期も必要ではないかなと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　先ほど、ほかの議員の質問にもありました。ちょっとこの補正でと、３番議員の質問でありました。この話も急に、今４月、５月でわいてきたんじゃなく、昨年の10月ぐらいから検討はしておったんですが、ただ災害等で忙しく、そちらのほうで時間を多くとられましたので、アイデア、ちょろちょろと話で進んでおりました。ですから、ことし１月に、たまたま町長と、知事も一緒だったんですが、サッカー協会へ行ったときにはそういう打診をし、そのときは既に地元のそういう業者に、こういう形で当初に間に合うようにちょっとモニュメント的な案を出してちょうだいというふうに依頼はしておったんですが、その依頼、田舎のやっぱり業者でありますので当然期日をよう守らずに来てしまって、この補正対応という形で進ませていただいております。

ですから、なでしこをたたえる云々につきましては、昨年から忙しい中でもちょろちょろと話をしながら、こういう記念のものをつくるということで、それが足形を入れたモニュメント。そのモニュメントという表現が議員の頭の中にぴんとこないのかもわかりませんが、私もどういう表現したらよろしいのか、ちょっとわかりませんけども、優勝をたたえる記念碑と言ったらいいでしょうか、ただもうそれは石碑のような記念碑じゃなくて、プロに考えていただ

いた形の記念碑、優勝を称賛する記念碑と、そのような解釈をしていただいたらと思います。

ですから、そこには足形だけではなくって、覚之助のことも書いたりもすることも可能でありましょうし、サッカー協会の沿革、またワールドカップでのなでしこの勝敗表とか、澤穂希選手がＭＶＰをとったとか、ワールドカップでその年にはバロンドールを澤さんがとったりしておりますので、そういうなでしこの活躍の部分を、世界的な活躍の部分を文字としても表記もできるのは可能だと思いますので、そういう観点でこのモニュメントという表現を使わさせていただいておりますが、御理解いただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２７　議案第４４号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森本隆夫君）　日程第27、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第44号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員３名のうち、現委員の清水ノ三央氏の任期が平成24年７月17日をもって満了となります。同氏には引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたく、お願いするものでございます。今回御同意をいただければ、任期は平成24年７月18日から平成27年７月17日までの３カ年となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２８　選第１号　選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（森本隆夫君）　日程第28、選第１号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

那智勝浦町選挙管理委員会委員長から議長あてに届けられている文書並びに議案を局長より朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君）　それでは、朗読いたします。

選挙管理委員会委員長から議長あての文書をごらんいただきたいと思います。

議長あてでございます。

〔那選第10号朗読〕

２枚目ですけども、この７月９日に任期満了を迎えます委員及び補充員の名簿でございます。

補充員につきましては現在３名が欠員となっております。

続きまして、選第１号としているほうをごらんいただきたいと思います。

〔選第１号朗読〕

この選挙について少し説明させていただきます。

選第１号は選挙ということであります。お手元に関係法令として地方自治法第118条と第182条の写しを配付させていただいております。

第182条第１項では、町内の有権者の中から選挙管理委員４人をこの議会で選挙するとなっており、また、第２項では、委員と同数の補充員を選挙しなければならないとなっております。

従来、本町の議会におきましては、第118条第２項に定める指名推選ということで選考委員

を選任いたしまして、選考委員会の中で選挙管理委員及び同補充員を選考していただいて議長に報告、そして議長が議会に諮って議員全員の同意があった者を当選人とするという形をとっております。

選挙の方法としては、指名推選という形でありますので、この方法に１人でも異議があれば、直ちにこの議会で選挙を行い選出しなければならないということになりますので、その点、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名推選の方法は、選考委員を選任し選考委員会で委員及び補充員を選考していただき、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、指名推選の方法は、選考委員を選任し選考委員会で選考し、議長が指名することにいたします。

お諮りします。

選考委員の指名は議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、選考委員の指名は議長に一任されました。

選考委員を指名いたします。

３番下﨑弘通君、６番湊谷幸三君、９番田中植君、10番山縣弘明君、以上の４名の方に選考をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、４名の選考委員で選考いただき、議長まで報告を願います。

お諮りします。

日程第28、選第１号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は、選考委員会の結果を得るまで一時中止したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は一時中止します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

延会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

16時36分　延会